名古屋市地域防災計画

一 風水害等災害対策計画編 一

<令和6年6月·修正案>

名古屋市防災会議

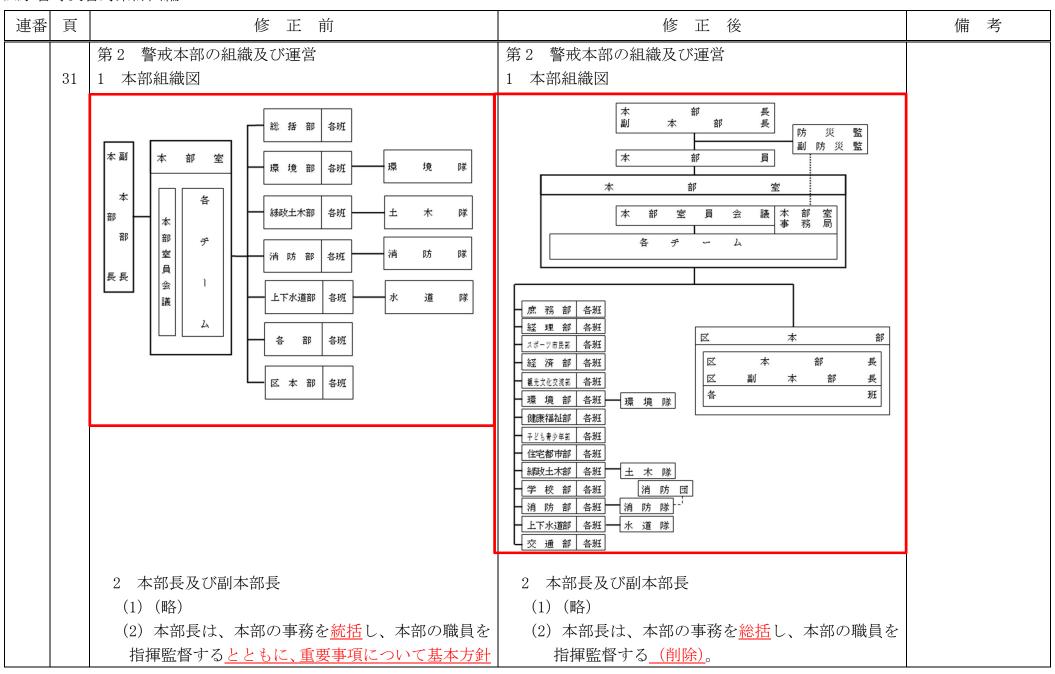
連番	頁	修正前	修正後	備考
第1章	章 災	害応急対応計画		
18	11	第1節 初動活動体制	第1節 初動活動体制	
		第1(略)	第1(略)	
	12	第2 動員計画	第2 動員計画	
		1 (略)	1 (略)	
	13	2 動員の方法	2 動員の方法	
		$(1) \sim (3)$ (略)	(1) ~ (3) (略)	
	14	(表中)	(表中)	
		平常勤務時における伝達系統図	平常勤務時における伝達系統図	所属名変更
		防災危機管理局	防災危機管理局	
		危機対策室	危機対策課	
		休日・勤務時間外における伝達系統図	休日・勤務時間外における伝達系統図	
			危機対策課課長補佐(危機対策) → 危機対策課長	
		→ (追加)	→ 防災危機管理局担当部長(危機対策・危機管理)	
	15	3 (略)	3 (略)	
		4 特命班の設置	4 特命班の設置	Physical Date - D
		総括部 の指示のもと災害の状況に応じて支援が必要	本部室事務局の指示のもと災害の状況に応じて支援	
		な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶	が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できる	直しに伴う修正
	1.0	務部内に特命班を設置するものとする。	よう、庶務部内に特命班を設置するものとする。	
	16	第3配備体制下の活動体制	第3配備体制下の活動体制	11日 4 本田
		1 準備体制下の活動	1 準備体制下の活動	所属名変更
		(1) 防災危機管理局 <mark>危機対策室長</mark> (防災危機管理局 <u>主</u>	(1) 防災危機管理局 <mark>危機対策課長</mark> (防災危機管理局 <u>担</u>	
		幹(初動体応))は、名古屋地方気象台その他関係	当課長(初動対応))は、名古屋地方気象台その他	
		機関と連絡をとり、気象情報を関係各局に伝達す	関係機関と連絡をとり、気象情報を関係各局に伝達	
		る。 (a) BB (な口 o Pt///) (数型 E)) (1) (4)) > (*********************************	する。	
		(2) 関係各局の防災主管課長は、出先から情報等を収	(2) 関係各局の防災主管課長は、出先から情報等を収	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		集したときは、すみやかに防災危機管理局 <u>危機対策</u>	集したときは、すみやかに防災危機管理局 <mark>危機対策</mark>	
		<u>室長</u> (防災危機管理局 <u>主幹</u> (初動対応))に通報す	課長 (防災危機管理局 <u>担当課長</u> (初動対応)) に通	
		る。	報する。	
		(3) 配備についた本庁各局は、防災危機管理局 <mark>危機対</mark>	(3) 配備についた本庁各局は、防災危機管理局 <u>危機対</u>	
		<u>策室長</u> (防災危機管理局 <u>主幹</u> (初動対応))からの	策課長 (防災危機管理局 <u>担当課長</u> (初動対応)) か	
		連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して行	らの連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して	
		う。	行う。	
		(4) 配備につく職員は、状況により、各局長の判断に	(4) 配備につく職員は、状況により、各局長の判断に	
		より増減する。	より増減する。	
		(5) 防災危機管理局 <u>危機対策室長</u> は、被害状況等を収	(5) 防災危機管理局 <mark>危機対策課長</mark> は、被害状況等を収	
		集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関	集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関	
		に発表する。	に発表する。	
		(6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係	(6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係	
		各局の防災主管課長は人員を防災危機管理局 <mark>危機</mark>	各局の防災主管課長は人員を防災危機管理局 <mark>危機</mark>	
		<u>対策室長</u> (防災危機管理局 <u>主幹</u> (初動対応))に通	<u>対策課長</u> (防災危機管理局 <u>担当課長</u> (初動対応))	
		報する。	に通報する。	
		2 非常配備体制下の活動	2 非常配備体制下の活動	防災活動体制の見
		(1) 第1非常配備	(1) 第1非常配備	直しに伴う修正
		第1非常配備における活動の要点は、おおむね次	第1非常配備における活動の要点は、おおむね次	
		のとおりとする。	のとおりとする。	
		ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開	ア 本部の事務を総合的かつ有機的に推進するた	
		設する。本部室は、本部室員会議により運営し、	め本部室を置く。	
		その所掌事務は次のとおりとする。		
		<u>(追加)</u>	(ア) 本部室の運営	
			本部室に本部室員会議、各チーム及び本部室	
			事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互い	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			の連携によって運営する。	
	17	(ア) 本部室員会議の開催時期等	(イ) 本部室員会議の開催時期等	
		(略)	(略)	
		(イ) 本部室員会議協議事項等の伝達	(ウ) 本部室員会議協議事項等の伝達	
		(略)	(略)	
		イ 配備につく職員は、状況により、 <mark>各局長</mark> の判断	イ 配備につく職員は、状況により、 <u>各部長及び各</u>	
		により増減する。	<u>区本部長</u> の判断により増減する。	
		(2) 第2・第3 非常配備	(2) 第2・第3非常配備	防災活動体制の見
		第2・第3非常配備における活動の要点は、おおむ	第2・第3非常配備における活動の要点は、おおむ	直しに伴う修正
		ね次のとおりとする。	ね次のとおりとする。	
		ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開	ア 本部の事務を総合的かつ有機的に推進するた	
		設する。本部室は、本部員会議及び本部幹事会議	<u>め本部室を置く。</u>	
		で編成し、その所掌事務は次のとおりとする。		
		(追加)	(ア) 本部室の運営	
			本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム	
			及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基	
			づく互いの連携によって運営する。_	
		(ア) 本部員会議の開催時期等	(イ) 本部員会議の開催時期	
		(略)	(略)	
		(イ) 本部員会議決定事項等の伝達	<u>(ウ)</u> 本部員会議決定事項等の伝達	
		(略)	(略)	
		<u>(ウ)</u> その他	<u>(エ)</u> その他	
		(略)	(略)	
	18	計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について	計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について	
		2 配備種別	2 配備種別	
		(表中)	(表中)	

連番	頁			正前			修	正後		備考
	28		警報・情報等の利 単波警報等の種類				警報・情報等の利 津波警報等の種類			気象庁が使用する 用語の統一
				発表される準	建波の高さ			発表される資	津波の高さ	714 # - 70 6
		種類	発表基準	数値での発表 (<u>津波の高さ予想の</u> 区分)	巨大地震の場 合の発表	種類	発表基準	数値での発表 (<u>予想される</u> <u>津波の高さ</u> 区分)	巨大地震の場 合の発表	
		大津波警報	予想される <u>津波</u> <u>の高さ</u> が高いと ころで3mを超え る場合	10m 超 (10m< <u>予想高さ</u>) 10m (5m< <u>予想高さ</u> ≦ 10m) 5m (3m< <u>予想高さ</u> ≦ 5m)	巨大	大津波警報	予想される <u>津波</u> <u>の最大波の高さ</u> が高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m < 予想され る津波の最大波 の高さ) 10m (5m < 予想される 津波の最大波の 高さ≦10m) 5m (3m < 予想される 津波の最大波の 連波の最大波の 高さ≦5m)	巨大	
		津波警報	予想される <u>津波</u> <u>の高さ</u> が高いと ころで 1m を超 え、3m以下の場 合	3m (1m< <u>予想高さ</u> ≦ 3m)	高い	津波警報	予想される <u>津波</u> <u>の最大波の高さ</u> が高いところで 1m を超え、3m 以 下の場合	3m (1m< <u>予想される</u> <u>津波の最大波の</u> <u>高さ</u> ≦3m)	高い	
		津波注意報	予想される <u>津波</u> <u>の高さ</u> が高いと ころで 0.2m 以 上、1m 以下の場 合であって、 波による災害の おそれがある場	1m (0.2m≦ <u>予想高さ</u> ≦1m)	(表記しない)	津波注意報	予想される <u>津波</u> の最大波の高さ が高いところで 0.2m以上、1m以 下の場合でよっ て、津波による 災害のおそれが ある場合	1m (0.2m≤ <u>予想され</u> <u>る津波の最大波</u> <u>の高さ</u> ≦1m)	(表記しない)	
		(2) (略				(2) (略	()			

連番	頁	修正前				修 正 後			備考
	29	(3) 津波予想		(3) 津	(3) 津波予想			気象庁が使用する	
		発表される場合	内容		発表	きされる場合	内容		用語の統一
		津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>めて</u> 発表	支の心配なしの旨を <u>地震情報に含</u> <u>C</u> 発表		予想されないとき 情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>(</u>	削除)発表	
		0.2m 未満の海面変動 が予想されたとき <u>(追加)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変		が予想されたとき		高いところでも 0.2m 未満のため被害の心配はなく 災対応の必要がない旨を	、特段の防	
		津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (追加)	り、今後も継続する可能 め、海に入っての作業・	地波に伴う海面変動が観測されてお)、今後も継続する可能性が高いた が、海に入っての作業や釣り、海水 おなどに際しては十分な留意が必要 である旨を発表		津波注意報解除後も海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いたり、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表		性が高いた	
19	30	第2節 災害警戒本部	の設置及び運営		第2節 災害警戒本部の設置及び運営			防災活動体制の見	
		第1 災害警戒本部の	設置及び廃止		第1 災害警戒本部の設置及び廃止			直しに伴う修正	
		1~2 (略)			1~2(略)				
		3 設置及び廃止の通	知		3 設置及び廃止の通知				
		警戒本部の設置及び廃止については、次の区分によ		警戒本部の設置及び廃止については、次の区分によ		ての区分によ			
		り、直ちに関係部・区本部に通知する。		り、直ちに関係部・区本部に通知する。		Tt.			
		通知先 通知の手段 責任者		通知先		通知の手段	担当		
		各部 庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ <u>総括部作戦班長</u>		各部		5災支援システム、ファクシミリ	本部室事務局		
			システム、ファクシミリ	II V rtr E	区本部		受システム、ファクシミリ	JJ	
		区隊 加入電話、無	無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班 <mark>長</mark>	区隊	川川八電話、舞	無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班	



を決定する。 (3) ~ (4) (略) (3) ~ (4) (略) 3 本部室員 (1) 本部員室は、本部長を補佐する。また、本部室長及び副本部とともに本部員室会議を構成し、重要事項について基本方針を協議する。 (1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。 (2) 本部室員は、本部を組織する各部のうちから、各部長が指名する職員をもって充てる。 (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる (2) 本部員 本部員 金計 財政 スポーツ 市民 会計 財政 スポーツ 市民 会計 財政 スポーツ 市民 本部員 金計 財政 スポーツ 市民 本部員 金計 財政 スポーツ 市民	連番 頁	修正前	修正後	備考
管理者 宣長 宣長 局長 局長 局長 超済 製作 要施 要施 子ども 記と 記と 局長 局長 局長 局長 一局長 所見 所見 所見 所別 本お、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。 (3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局大長を副防災監として指名する。 (4) 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。	運番 頁	 を決定する。 (3) ~ (4) (略) 3 本部室員 (1) 本部員室は、本部長を補佐する。また、本部室長及び副本部とともに本部員室会議を構成し、重要事項について基本方針を協議する。 (2) 本部室員は、本部を組織する各部のうちから、各部長が指名する職員をもって充てる。 (追加) (追加) 	(3) ~ (4) (略) 3 本部員等 (1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。 (2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる 本部員 会計 防災危機	備 考

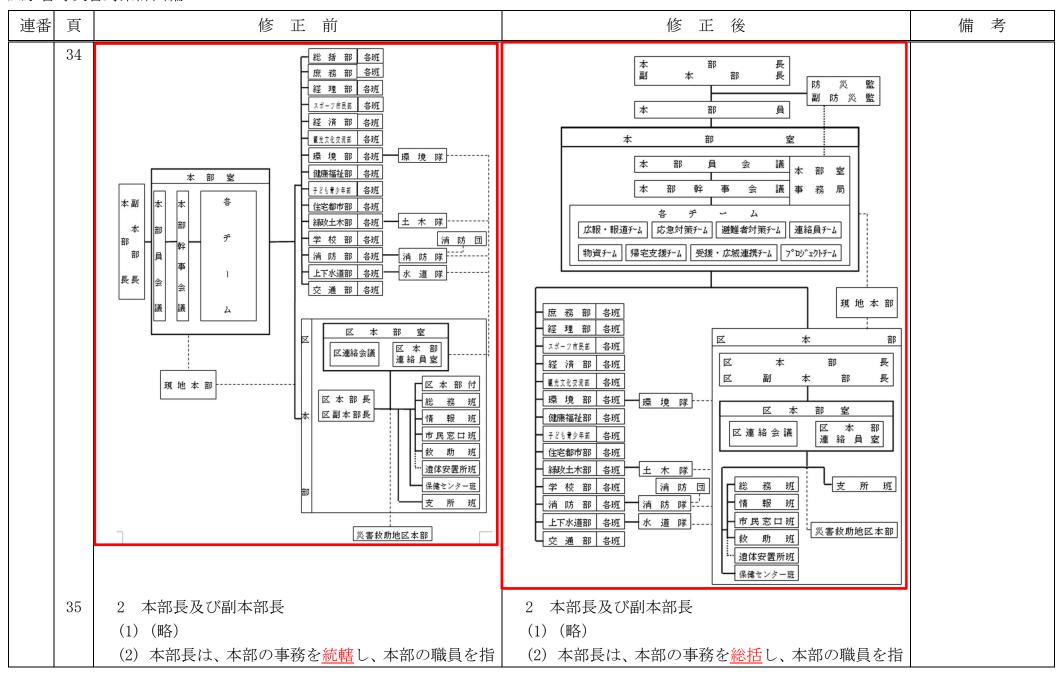
連番	頁	修正前	修正後	備	考
		4 本部室	4 本部室		
		(1) (略)	(1) (略)		
	32	(2) 本部室 <u>は</u> 本部室員会議 <u>(追加)</u> によって運営する	(2) 本部室に本部室員会議、各チーム及び本部室事務		
		ものとし、 <u>(追加)</u> 庶務は <u>総括部が行う。</u>	局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携		
			によって運営するものとし、 <u>本部室の</u> 庶務は <u>、本</u>		
			部室事務局が総括する。		
		(3) 本部室員会議	(3) 本部室員会議		
		ア 本部室員会議は、本部室長、副本部室長及び本	ア本部室員会議は、応急対策上必要な各種情報を		
		部室員によって構成し、本部室長が議長をつとめ	収集して応急対策上の重要な事項の基本方針に		
		<u>る。</u>	ついて協議するとともに、防災監に報告・進言す		
			<u>3.</u>		
			なお、本部室員会議が協議すべき事項は、おお		
			<u>むね次のとおりとする。</u>		
			(ア) 各種情報の収集・伝達		
			_(イ) 配備種別の協議		
			(ウ) 緊急に処置すべき事項の決定		
			(エ) 軽易な事項の決定		
			(オ) 各部・区本部間の活動の連絡調整		
			(カ) 本部室長が必要と認める事項の協議		
			(キ) その他本部室員から特に申出があった重要		
			な災害対策に関すること		
		イ 本部室長は防災危機管理局次長をもって充て、 	<u>イ 本部室員会議に本部室長、副本部室長、防災調</u>		
		副本部室長は防災危機管理局危機対策室長をも	整官及び本部室員を置く。		
		って充てる。			
		ウ 副本部室長は、本部室長を補佐し、本部室長に	ウ本部室長、副本部室長及び防災調整官は、それでは、金米のでは、そのでは、金米のでは、金米のでは、金米のでは、金米のでは、金米のでは、金米のでは、金米のでは、金米のでは、金米のでは、金米のではないがではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない		
		事故があるときは、本部室長の職務を代理する。	ぞれ防災危機管理局担当部長(危機対策・危機管		

連番	頁	修正前	修正後	備考
			理)、防災危機管理局危機対策課長及び防災危機	
			管理局担当課長(危機対策に係る総合調整)をも	
			<u>って充てる。</u>	
		エ 本部室長は、本部室員の中から防災危機管理局	エ 副本部室長は、本部室長を補佐し、本部室長に	
		危機対策室主幹(危機対策に係る総合調整)を防	事故があるときは、その職務を代理する。	
		災調整官として指名する。		
		オ 防災調整官は本部室長、副本部室に進言(追加)	オ 防災調整官は、本部室長及び副本部室長に進言	
		することができる。	<u>し、本部室員に指示</u> することができる。	
		カ 本部室員会議は、本部長に対し、気象情報及び	_(削除)_	
		活動状況等について報告を行うとともに、重要事		
		項について基本方針を協議する。なお、本部室員		
		会議が協議すべき事項は、おおむね次のとおりと		
		<u>する。</u>		
		(ア) 各種情報の収集・伝達		
		(イ) 配備種別の協議		
		(ウ) 緊急に処置すべき事項の決定		
		(エ) 軽易な事項の決定		
		(オ)各部・区本部の活動の連絡調整		
		(カ) その他本部室長が必要と認める事項の協議		
		<u>キ</u> 本部室員会議は、本部室長が必要に応じて招集	<u>力</u> 本部室員会議は、本部室長が必要に応じて招集	
		する。	する。	
		なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員	なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員	
		による本部室員会議を招集することができる。	による本部室員会議を招集することができる。	
		ク 招集の通知は、庁内放送等で行う。	<u>キ</u> 招集の通知は、庁内放送等で行う。	
		<u>ケ</u> 本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない	ク 本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない	
		限り、東庁舎1階災害対策本部室とする。	限り、東庁舎1階災害対策本部室とする。	

連番	頁	修正前	修正後	備	考
		(4) 本部長及び本部室長は、特に必要があると認めた	_(削除)		
		ときは、本部室に属さない部又は外部機関の長に対			
		し、情報の提供その他必要な協力を求めることがで			
		<u>きる。</u>			
		_(追加)	<u>(4) 各チーム</u>		
			アチーム		
			(ア) チームは、幹事長指示のもと、複数の部にま		
			たがる事務を機動的かつ横断的に実施する。		
			<u>(イ)チームの構成員は、次のとおりとする。</u>		
			本部室事務局に属する課長又は担当課長		
			<u>チーム長</u> の職にある者のうちから事務局長が指名す		
			<u>る者とする。</u>		
			担当部署に属する課長補佐の職にある者		
			チームリーター のうちから事務局長又は主管部の部長が指		
			名する者とする。		
			<u>担当部署に属する職員のうちから事務局</u>		
			長乂は本部各部長が指名する者とする。		
			(ウ) チームは、あらかじめ別に定める配備基準		
			に従い設置し、本部室又はチームを廃止する		
			まで常設する。		
			<u>イ プロジェクトチーム</u>		
			(ア) プロジェクトチームは、幹事長指示のも		
			と、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響がある。		
			響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる		
			事項について具体的な対応方針を協議する。		
			<u>(イ) プロジェクトチームの構成員は、次のとお</u>		

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
(世)	以	(追加) 5 本部の事務等 (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、災害対策本部が設置された場合と同一の部及び区本部を置き、担当局室(追加)の職員のうちから部員(追加)を動員し次に掲げる事務を分掌させる。 ア 職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること イ 被害状況の収集及び報告に関すること ウ 所管施設の状況把握及び応急復旧に関すること エ 応急対策活動の準備に関すること	1	文言整理

連番	頁	修正前				修正後			備考
20	33	第3節 災害対策本部の設置			第3章	第3節 災害対策本部の設置			防災活動体制の見
		第1 災害対策本部の設置及び廃止				災害	対策本部の設置及び廃止		直しに伴う修正
		1~2 (略)			1~2	(略)			
		3 設置及	び廃止の通知		3 責	2置及	び廃止の通知		
		(略)			(略)				
		通知、公表先	通知及び公表の手段	<u>責任者</u>	通知、	公表先	通知及び公表の手段	担当	
		各 部	庁内放送、市町村防災支援シス	総括部作戦班長	各	部	庁内放送、市町村防災支援シス	本部室事務局	
			テム、ファクシミリ				テム、ファクシミリ		
		区本部	市町村防災支援システム、ファ	IJ	区本	常	市町村防災支援システム、ファ	"	
			クシミリ				クシミリ		
		区隊	加入電話、無線電話、ファクシ	所管部の担当班 <u>長</u>	区	隊	加入電話、無線電話、ファクシ	所管部の担当班	
			ミリ				ミリ		
		住民	報道機関、市公式ウェブサイト	総括部総務班長	住	民	報道機関、市公式ウェブサイト	本部室事務局	
			を通じて公表				を通じて公表		
		報道機関	口頭又は文書	JJ	報道	幾関	口頭又は文書	"	
		県本部	専用線電話、加入電話	総括部作戦班長	県本	部	専用線電話、加入電話		
		県警本部	加入電話	IJ	県警	本部	加入電話	IJ	
	34	第2 本部の組織及び運営 (略) 1 本部組織図			(略)		の組織及び運営 且織図		



連番	頁	修正前						修 正 後				備	考		
		揮監	督する <u>と</u>	ともに、万	芯急対策争	実施上の 重	重要事項に	揮監	<u>:</u> 督する <u>(</u>	削除)。					
		<u>つい</u>	て基本方	針を決定	<u>する</u> 。										
		$(3) \sim (4)$ (略)				$(3) \sim ($	(4) (略)								
		3 本部員等				3 本語	部員等								
		(1) 本部員は、本部長を補佐する。また本部長及び副			(1) 本	部員は、2	本部長の台	かを受けて	て本部の事	事務に従事					
		本部	長ととも	に本部員	会議を構	成し、応急	急対策実施	<u>する</u>	0						
		<u>上の</u>	重要な基	本方針に	ついて協	議する。									
		(2) 本	部員は、必	欠に挙げる	る職にある	らものをも	って充て	(2) 本	部員は、ど	欠に挙げる	5職にある	らものをも	って充て		
		る。						る。							
			T	本	部員	T	T .		T	本	部員	1			
		会計 管理者	防災危機 管理 局長	市長 室長	総務 局長	財政 局長	スポーツ 市民 局長	会計 管理者	防災危機 管理 局長	市長 室長	総務 局長	財政 局長	スポーツ 市民 局長		
		経済局長	観光文化交流局長	環境 局長	健康福祉局長	子ども 青少年 局長	住宅都市局長	 経済 局長	観光文化交流局長	環境 局長	健康福祉局長	子ども 青少年 局長	住宅都市局長		
		緑政 土木 局長	教育長	消防 局長	上下水道局長	交通 局長	(追加)	緑政 土木 局長	教育長	消防 局長	上下水道 局長	交通 局長	<u>防災危機</u> 管理局 <u>次長</u>		
		(3) 本	部長は、ス	本部員の「	中から防災	炎危機管理	局長を防	(3)	本部長は、	本部員0	り中からり	方災危機管	管理局長を		
		災監	として <u>(</u>	<u>追加)</u> 指	名する。			防災	.監として	、防災危機	幾管理局次	で長を副り	5災監とし		
									名する。						
					_		<u> </u>						し、 <u>本部長</u>		
		他(の本部員に	と指示する	ることがて	でき <u>(追力</u>	<u>1)</u> る。	-					「ることが		
										<u> 経監に事故</u>					
			larel.a						るときは	、その職	務を代理	<u>す</u> る。			
		4 本語						4 本音	•						
		(1) (格)					(1) (各)						

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(2) 本部室は、本部員会議、本部幹事会議及び各チー	(2) 本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及	
		ム <u>(追加) との</u> 連携によって運営するものとし、 <u>(追</u>	び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく	
		加)庶務は総括部が行う。	<u>互いの</u> 連携によって運営するものとし、 <mark>本部室の</mark> 庶	
			務は、本部室事務局が総括する。	
		(3) 本部員会議	(3) 本部員会議	
		ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員	ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員	
		によって構成し、本部長が議長をつとめる。	で組織する。	
		イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情	イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情	
		報及び応急対策実施状況等について報告を求め	報及び応急対策実施状況等について報告を求	
		るとともに、 <u>応急対策実施上の重要な事項</u> につ	めるとともに、 <u>災害対策の基本的事項</u> について	
		いて協議し、その基本方針を決定する。なお、	協議し、その基本方針を決定する。なお、本部	
		本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむ	員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次	
		ね次のとおりとする。	のとおりとする。	
		(ア) 配備種別に関すること。	(ア) 配備種別に関すること	
		(イ) 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に	(イ)避難指示等に関すること	
		関すること。	(ウ) 災害対応方針の決定に関すること	
		(ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。	(エ)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴	
		(エ)他の地方公共団体等に対する応援要請に関す	う事前避難に関すること	
		<u>ること。</u>	(オ)業務継続計画に関すること	
		<u>(オ)ボランティア等の受入れに関すること。</u>	(カ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること	
		(カ) 災害救助法の適用に関すること。	(キ)避難行動要支援者名簿の外部提供に関するこ	
		(キ)激甚災害の指定の要請に関すること。	<u>Ł</u>	
		(ク)現地本部の設置に関すること。	(ク) 災害救助法の適用に関すること	
	36	<u>(ケ) 職員の応援に関すること。</u>	(ケ)帰宅困難者対策に関すること	
		(コ) 広域防災拠点の設置に関すること。	(コ) 現地本部の設置に関すること	
		(サ) 応急公用負担に関すること。	(サ)遺体安置所の設置に関すること	

連番頁	修正前	修正後	備考
	(シ) 災害対策に要する経費の処理に関すること。	(シ)緊急物資集配拠点の開設及び救援物資の受入	
	(ス)義援金品の募集及び配分に関すること。	れに関すること	
	(セ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情に関す	(ス) プロジェクトチームの設置に関すること	
	<u>ること。</u>	(セ) 災害廃棄物仮置場の設置に関すること	
	(ソ) 応急仮設住宅の基本方針に関すること。	(ソ)避難所の環境整備及び避難者ニーズへの対応	
	(タ)避難行動要支援者名簿の外部提供に関するこ	に関すること	
	<u>と。</u>	(タ)職員の応援に関すること	
	(チ) 捜索収容班の編成に関すること。	(チ)他の地方公共団体等に対する応援要請に関す	
	(ツ) プロジェクトチームの設置に関すること。	<u>ること</u>	
	(テ)家屋被害調査の調査計画に関すること。	(ツ) ボランティア等の受入れに関すること	
	(ト)総合支援窓口の設置に関すること。	(テ)被災者生活再建支援法の適用の要請に関する	
	(ナ) その他部長又は区本部長から特に申出があっ	<u>ح ح</u>	
	た重要な災害対策に関すること。	(ト) 災害弔慰金等支給法の適用に関すること	
		(ナ) 応急仮設住宅の基本方針に関すること	
		(ニ)罹災証明書等の申請受付及び発行に関するこ	
		<u>Ł</u>	
		(ヌ) 家屋被害調査の調査計画に関すること	
		(ネ)義援金品の募集及び配分に関すること	
		(ノ) 激甚災害の指定の要請に関すること	
		(ハ) 捜索収容班の編成に関すること	
		(ヒ)被災者支援策に関すること	
		(フ) 指定避難所の集約及び閉鎖の方針に関するこ	
		<u>Ł</u>	
		(へ)総合支援窓口の設置に関すること	
		(ホ) 災害復興本部の設置に関すること	
		(マ)災害対策に要する経費の処理に関すること	

連番	頁	修 正 前	修正後備考
			(ミ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情に関す
			<u>ること</u>
			(ム) 本部幹事会議からの進言事項に関すること
			(メ) その他本部員又は区本部長から特に申出があ
			った重要な災害対策に関すること
			(モ)本部長又は副本部長からの指示事項に関する
		ウ~才 (略)	<u>こと</u> ウ~オ(略)
		(4) 本部幹事会議	(4) 本部幹事会議
		アー構成	ア構成
		幹長 防災危機管理局次長	幹事長 防災危機管理局担当部長 (危機対策・危機管理)
			副幹事長 防災危機管理局 危機対策課長
		(2月10) (2月10)	防災調整官 防災危機管理局担当課長(危機対策に係る
		(追加) (追加)	<u> </u>
		 <u>(追加)</u> 各部に属する <mark>参事、</mark> 部長 <u>(追加)</u> 、課	<u>本部室事務局及び</u> 各部に属する <u>(削除)</u> 部
		幹事 長、主幹の職にある者のうちから (追加) 各部	長 <u>、担当部長</u> 、課長、 <u>又は担当課長</u> の職にあ 幹事
		- 長が指名する者	
			指名する者 (次) 1 2 (四)
		(注) 1・2 (略) 3 幹事長は、幹事の中から防災危機管理局危機	(注) 1 · 2 (略) (削除)
		対策室主幹(危機対策に係る総合調整)を防災	
		調整官として指名する。	
		4 防災調整官は、幹事長、副幹事長に進言し、	3 防災調整官は、幹事長 <mark>及び</mark> 副幹事長に進言し、
		イの所掌事務	イの所掌事務
		(ア) 各種情報の収集・報告	(ア) 各種情報の収集・報告

連番	頁	修正	前	修正後			備考
		本部幹事会議は、応	ぶ急対策上必要な各種の情		本部幹事会議は、帰	お急対策上必要な各種の情	
		報を収集し、本部長ス	スは本部員会議 <u>(追加)</u> に		報を収集し、本部長ス		
		報告する。なお、本部	『幹事会議が収集すべき情		<u>災監</u> に報告する。なお		
		報は、おおむね次表の)とおりとする。		べき情報は、おおむれ		
		情報の種類 収集・報告担当部			情報の種類	収集・報告担当部	
		a 気象情報等	総括部	a	気象情報等	本部室事務局	
		b 被害情報	<u>総括部</u>	b	被害情報	本部室事務局	
		c 職員参集状況	庶務部	С	職員参集状況	庶務部	
	37	d 住民避難状況	<u>総括部</u>	d	住民避難状況	本部室事務局	
		e 車両、資機材等調達状況	経理部	е	車両、資機材等調達状況	経理部	
		f 職員の応援派遣状況	庶務部	f	職員の応援派遣状況	庶務部	
		g 自衛隊派遣要請以来の受付状況	総括部	g	自衛隊派遣要請以来の受付状況	本部室事務局	
		h 応急対策実施状況	各部(区本部については <u>総括部</u>)	h	応急対策実施状況	各部 (区本部については <u>本部室事務局</u>)	
		i 住民広報の実施状況	<u>総括部</u> 、関係部	i	住民広報の実施状況	<u>本部室事務局</u> 、関係部	
		j 家屋被害調査の実施状況	経理部	j	家屋被害調査の実施状況	経理部	
		k その他(所管施設の情報等)	関係部	k	その他(所管施設の情報等)	関係部	
		(イ) 応急対策上重要な	事項の協議・進言		(イ) 応急対策上重要な	事項の協議・進言	
		本部幹事会議は、本語	部員会議が協議・決定すべ		本部幹事会議は、ス	本部員会議が協議・決定す	
		き応急対策上の重要な	事項について協議し、本部		べき応急対策上の重	要な事項について協議し、	
		長又は本部員会議(追)	<u>加)</u> に進言する。		本部長又は本部員会	<u>若しくは防災監</u> に進言す	
					る。		
		(ウ) (略)			(ウ) (略)		
		(エ) 緊急に処置すべき事項の決定・指示			(エ) 緊急に処置すべき	事項の決定・指示	
		災害発生初期における災害広報など緊急に		災害発生初期における災害広報など緊急に			
		応急処置を講じなけ	ればならない場合におい		応急処置を講じなけ	ればならない場合におい	
		て、本部員会議を招集	美するいとまがないときに		て、本部員会議を招集	美するいとまがないときに	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		は、本部幹事会議が、その実施を決定・持	「示す」は、本部幹事会議が、その実施を決定・指示す」。 は、本部幹事会議が、その実施を決定・指示す	
		ることができる。この場合、事後すみやだ	いに本 ることができる。この場合、事後すみやかに本	
		部長又は本部員会議 <u>(追加)</u> にその旨を幸	B告し 部長又は本部員会議 <mark>若しくは防災監</mark> にその旨	
		なければならない。	を報告しなければならない。	
		(オ)~(カ)(略)	(オ) ~ (カ) (略)	
		(追加)	(キ) 幹事長が必要と認める事項の協議	
		<u>(キ)</u> その他本部幹事会議幹事長が必要と認る	つる事 <u>(ク)</u> その他本部幹事会議幹事長が必要と認める事	
		項の協議	項の協議	
		(5) 各チーム	(5) 各チーム	
		ア チーム	ア チーム	
		(ア) チームは <u>(追加)</u> 、複数の部にまたがる	事務 (ア) チームは <u>、幹事長の指示のもと</u> 、複数の部に	
		を機動的かつ横断的に実施する。	またがる事務を機動的かつ横断的に実施す	
			る。	
		(イ) チームの構成 <u>(追加)</u> は、次のとおりと	する。 (イ) チームの構成員は、次のとおりとする。	
		<u>総括部</u> に属する <u>主幹、課長</u> の職にあ	る者 <u>本部室事務局</u> に属する <u>課長又は担当課</u>	
		│ チーム長 │のうちから <u>総括部長</u> が指名する者とす	る。	
			名する者とする。	
		本部長が指定するチームの主管部に		
		│ チームリーター │る <mark>係長、主査</mark> の職にある者のうちから		
		加)各部長が指名する者とする。	とする。	
		★部長が指定する部に属する職員の		
			る。 <u>長又は本部</u> 各部長が指名する者とする。	
		イ プロジェクトチーム	イ プロジェクトチーム	
		(ア)プロジェクトチームは <u>(追加)</u> 、複数 <i>0</i>		
		関係し、応急対策に重大な影響を及ぼす		
	38	もに迅速な対応が求められる事項につい	て具 響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる	

連番	頁		修 正 前		修正後	備考
	38	体	的な対応方針を協議する。	事項について具体的な対応方針を協議する。		
		(1)	プロジェクトチームの構成 <u>(追加)</u> は、次の	(イ)プロジェクトチームの構成<u>員</u>は、次のとおり		
		お	らりとする。	ح		
			本部長が指定するプロジェクトチーム		<u>本部室事務局</u> に属する <u>(削除)</u> 課長 <u>又</u>	
		プロジェクト	<u>の主管部</u> に属する <u>参事、部長、主幹、</u> 課	プロジェクト	<u>は担当課長</u> の職にある者のうちから <u>事務</u>	
		チーム長	長 <u>(追加)</u> の職にある者のうちから <mark>各部</mark>	チーム長	<u>局長</u> が指名する者とする。	
			<u>長</u> が指名する者とする。			
			<u>本部長が指定する部</u> に属する <u>参事、</u> 部		<u>担当部署</u> に属する <u>(削除)</u> 部長、 <u>担当</u>	
		プロジェクト	長、 <u>主幹</u> 、課長 <u>(追加)</u> の職にある者の	プロジェクト	部長、課長 <u>又は担当課長</u> の職にある者の	
		チーム員	うちから (追加) 各部長が指名する者と	チーム員	うちから <u>事務局長又は本部</u> 各部長が指名	
			する。		する者とする。	
		(ウ)	(, 1)	(ウ)		
		(工)	プロジェクトチームの <u>主管部は、適宜プロ</u>	(工)		
			<u>ェクトチームを</u> 招集する。	す		
		, , , , ,	長及び幹事長は、特に必要があると認めたと		長及び幹事長は、特に必要があると認めたと	
			次に掲げる機関の長に対し、当該機関 <mark>の</mark> 職員		次に掲げる機関の長に対し、当該機関職員 <u>の</u>	
			員会議、本部幹事会議及びプロジェクトチー		会議、本部幹事会議及びプロジェクトチーム	
			議に出席要請し、情報の提供その他必要な協	-	席を要請し、情報の提供その他必要な協力を	
		力を求	めることができる。		ことができる。	
		(追加)			『室事務局	
					部室事務局は、本部の事務を総括し、別表1	
					-1に掲げる事務を所掌する。	
					部室事務局に事務局長及び副事務局長を置	
					どれぞれ防災危機管理局長及び防災危機管理	
		_			<u>長をもって充てる。</u>	
		5 部 (基	班・隊)	5 部 (基	王・隊)	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部	(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部	
		に別表 $1-3-1$ に掲げる部を置き、同表に掲げる	に別表 $1-3-2$ に掲げる部を置き、同表に掲げる	
		<u>担当局室の</u> 職員のうちから部員を動員し、同表に	<u>担当部署に属する</u> 職員のうちから部員を動員し、	
		掲げる事務を分掌させる。	同表に掲げる事務を分掌させる。	
		(2) 部に部長及び副部長を置き、班(隊)に班(隊)	(2) 部に部長及び副部長を置き、班(隊)に班(隊)	
		長を置く。なお、副部長、各班(隊)の分担任務 <mark>及</mark>	長を置く。なお、副部長、各班(隊)の分担任務 <u>(削</u>	
		<u>び班(隊)長</u> については附属資料編に定める。	<u>除)</u> については <u>、</u> 附属資料編に定める。	
		6 区本部	6 区本部	
		(1) 本部長は、区の区域ごとに当該区 <u>(追加)</u> におけ	(1) 本部長は、区の区域ごとに当該区 <u>域</u> における <u>本部</u>	
		る <u>区本部事務</u> を処理させるため、区役所内に区本部	<u>の事務</u> を処理させるため、区役所内に区本部を置	
		を置き、 <u>当該区の職員</u> のうちから区本部員を動員	き、 <u>当該区役所職員</u> のうちから区本部員を動員し、	
		し、別表 1-3- <u>1</u> に掲げる事務を分掌させる。	別表 1-3- <u>2</u> に掲げる事務を分掌させる。	
		(2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班	(2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班	
		長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務 <mark>及び</mark>	長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務 <u>(削</u>	
		<u>班長</u> については、附属資料編に定める。	<u>除)</u> については、附属資料編に定める。	
		(3) ~ (4) (略)	$(3) \sim (4)$ (略)	
		(5) 区本部室	(5) 区本部室	
		ア 区連絡会議	アー区連絡会議	
		(ア) ~ (ウ) (略)	(ア) ~ (ウ) (略)	
	39	(エ) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策	(エ) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策	
		について緊急を要すると認めた場合は、 <u>(追</u>	について緊急を要すると認めた場合は、 <mark>関係</mark>	
		<u>加)</u> その処置につき必要な限度において <u>、各</u>	<u>区隊長に</u> その処置につき必要な限度におい	
		区隊長に 指示をすることができる。この場	て <u>必要な</u> 指示をすることができる。この場	
		合、区本部長は、 <mark>総括部</mark> を経由し、その旨を	合、区本部長は、 <mark>本部室事務局</mark> を経由し、そ	
		すみやかに <u>本部室へ</u> 報告する。	の旨をすみやかに <u>本部長又は防災監に</u> 報告	
			する。	

連番	頁	修正前	修正後	備	考
		イ 区本部連絡員室	イ 区本部連絡員室		
		(ア) (略)	(ア) (略)		
		(イ)所掌事務	(イ) 所掌事務		
		_(追加)	a 区連絡会議の指示の伝達		
		<u>a</u> 区内の応急対策に関する区本部及び各区	<u>b</u> 区内の応急対策に関する区本部及び各区		
		隊相互間の連絡・調整	隊相互間の連絡・調整		
		<u>b</u> 各種情報の収集、伝達	<u>c</u> 各種情報の収集、伝達		
		<u>c</u> 区連絡会議への報告	<u>d</u> 区連絡会議への報告		
		(追加)	e その他室長が必要と認める事項の協議		
	40	第3 勤務時間外夜間・休日等)における市長(本部長)、	第3 勤務時間外夜間・休日等)における市長(本部長)、		
		副市長(副本部長)の緊急登庁	副市長(副本部長)の緊急登庁		
		1 本部長、副本部長の緊急登庁の決定	1 本部長、副本部長の緊急登庁の決定		
		本部長、副本部長は、災害が発生し、又は発生する	本部長、副本部長は、災害が発生し、又は発生する		
		おそれがある場合であって、 <mark>総括部</mark> が本部長、副本部	おそれがある場合であって、 <mark>本部室事務局</mark> が本部長、		
		長の緊急登庁が必要であると判断したとき、又は自ら	副本部長の緊急登庁が必要であると判断したとき、又		
		がその必要性を判断したときには、緊急登庁するもの	は自らがその必要性を判断したときには、緊急登庁す		
		とする。	るものとする。		
		2 <u>総括部</u> による庶務部への連絡及び本部長、副本部	2 本部室事務局による庶務部への連絡及び本部長、		
		長の所在状況の確認依頼	副本部長の所在状況の確認依頼		
		上記1の場合において、 <mark>総括部</mark> から連絡を受けた庶	上記 1 の場合において <mark>本部室事務局</mark> から連絡を受		
		務部は、本部長、副本部長の所在状況を確認した上で、	けた庶務部は、本部長、副本部長の所在状況を確認し		
		緊急登庁開始地点を決定する。	た上で、緊急登庁開始地点を決定する。		
		3~4 (略)	3~4 (略)		
		5 その他	5 その他		
		(1) <u>総括部</u> 及び庶務部は相互に本部長・副本部長緊急	(1) 本部室事務局及び庶務部は相互に本部長・副本部		
		登庁時の円滑な対応に努めるものとする。	長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。		

連番	頁		修 正 前		修 正 後	備	考
	40	(2) その他、本部县	長、副本部長の緊急登庁に関し必要	(2) その他、本部長、副本部長の緊急登庁に関し必要			
		な事項は、 <u>総括</u>	<mark>邹</mark> が別に定める。	な事項は、 <mark>本部室事務局</mark> が別に定める。			
		第4~第5 (略)		第 4~第 5 (略)			
	44	第6 オープンスペースの活用		第6 オープンスペー	ースの活用		
		風水害等による大	規模な被害が発生した場合、 <mark>総括部</mark>	風水害等による大	規模な被害が発生した場合、本部室		
		は、災害直後から時	系列に沿ったオープンスペース利用	事務局は、災害直後	から時系列に沿ったオープンスペー		
		の需要について、関係	※部及び国・県等と調整を図り、災	ス利用の需要について	て、関係部及び国・県等と調整を図		
		害応急・復旧活動を	迅速かつ円滑に進めるものとする。	り、災害応急・復旧活	舌動を迅速かつ円滑に進めるものと		
		なお、災害発生後、	オープンスペースの利用に係る基本	する。			
		的な事務処理の流れば	はおむね次のとおりとする。	なお、災害発生後、	オープンスペースの利用に係る基本		
				的な事務処理の流れば	はおおむね次のとおりとする。		
		(略)		(略)			
		オープンスペース の利用希望を 報告	オープンスペースを利用希望する関係部及び関係機関は被害状況を勘案して、発災後1か月先を見通し、 <mark>総括部</mark> に利用希望を報告。	オープンスペース の利用希望を 報告	オープンスペースを利用希望 する関係部及び関係機関は被 害状況を勘案して、発災後1か 月先を見通し、本部室事務局に 利用希望を報告。		
		↓ オープンスペース 利用調整	総括部、管理者並びにオープンスペースを利用する関係部及び関係機関は連携して利用調整を行う。	↓	本部室事務局、管理者並びにオープンスペースを利用する関係部及び関係機関は連携して利用調整を行う。		
		(略)		(略)			
		(資料)		(資料)			
		(略)		(略)			
		· 名古屋市災害	対策本部各部・区本部の各班の任	(削除)			
		務一覧表 (州属資料編 計画資料 54				

連番	頁	修正前	修正後	備	考
	45	(追加)	◎別表 1-3-1		
			本部室事務局の所掌事務		
			1 災害対策本部等の設置及び運営に関すること		
			2 防災活動体制、配備種別の指示及び伝達に関す		
			<u>ること</u>		
			3 気象警報等の収集及び伝達に関すること		
			4 避難指示等に関すること		
			5 防災行政無線の運用及び統制に関すること		
			6 サイレン、警鐘その他の防災信号の伝達に関す ること		
			<u>ること</u> 7 情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関す		
			こと 1 日本地田家直の権利自在及の心心後間に関う		
			8 災害対策本部等の対応状況等の取りまとめ及		
			びその報告に関すること		
			9 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめ		
			に関すること		
			10 報道機関への情報提供及び住民広報に関する		
			<u>こと</u>		
			11 活動の記録及び資料の収集に関すること		
			12 名古屋市防災会議との連絡に関すること		
			13 災害救助法の適用及び激甚災害の指定の要請		
			<u>に関すること</u> 14 国・県その他の防災関係機関との連絡調整に		
			関すること		
			<u>関すること</u>		
			16 災害対策本部等の各部との連絡調整に関する		
			17 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に		
			<u>伴う事前避難に関すること</u>		

連番	頁	修正前	修正後	備考
	45	 ◎別表 1-3-1 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 部 及 び 区 本部の名称 担当局・区 部長 又 は 区本 部長 ※括部 防災危機管理局 防災危機管理局長 1~9 (略) 	18 現地本部の設置に関すること 19 被害状況等の取りまとめ及び分析に関するこ と 20 災害対策本部等の区本部との連絡調整に関すること 21 各チームの運営に関すること 22 事務局長からの指示事項に関すること 23 その他重要な災害対策に関すること ②別表 1-3-2 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 部及び区本部の名称 部及び区本部の主な任務 に関すること の別表 1-3-2 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 に関すること (削除) (削除) (削除) (削除)	
21	51	第4節 情報連絡活動 第1 気象情報等の収集・伝達 1 (略) 2 平常時の情報収集体制 (1) 市役所における情報収集・伝達要領 ア 防災危機管理局危機対策室は、平常時から名 古屋市水防情報システムを活用し、気象情報等 を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により 気象その他の状況の聴取に努める。 イ(略) (2) 区役所及び関係公所等における情報収集・伝 達要領 ア(略) イ 区長は、災害の発生を覚知したとき及び災害	第4節 情報連絡活動 第1 気象情報等の収集・伝達 1 (略) 2 平常時の情報収集体制 (1) 市役所における情報収集・伝達要領 ア 防災危機管理局危機対策課は、平常時から名 古屋市水防情報システムを活用し、気象情報等 を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により 気象その他の状況の聴取に努める。 イ(略) (2) 区役所及び関係公所等における情報収集・伝 達要領 ア (略) イ 区長は、災害の発生を覚知したとき及び災害	所属名変更

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		対策委員等からの情報を受領したとき、又は気	対策委員等からの情報を受領したとき、又は気	
		象の推移により災害の発生のおそれがあると	象の推移により災害の発生のおそれがあると	
		きは、速やかに防災危機管理局 <u>危機対策室長</u> に	きは、速やかに防災危機管理局 <u>危機対策課長</u> に	
		通報するものとする。	通報するものとする。	
		3 気象予警報の受領・伝達要領	3 気象予警報の受領・伝達要領	所属名変更
		(1) 愛知県から市に通報される警報、注意報、火災	(1) 愛知県から市に通報される警報、注意報、火災	
		予防のための気象通報及び情報は防災危機管理	予防のための気象通報及び情報は防災危機管理	
		局 <u>危機対策室長</u> が受領する。	局 <u>危機対策課長</u> が受領する。	
		水防警報、水防に関する情報及び対策通報は、防	水防警報、水防に関する情報及び対策通報は、防	
		災危機管理局 <mark>危機対策室長</mark> が受領する。	災危機管理局 <mark>危機対策課長</mark> が受領する。	
		(2) 防災危機管理局 <mark>危機対策室長</mark> は、前記の予警報	(2) 防災危機管理局 <mark>危機対策課長</mark> は、前記の予警報	
		を受領し、必要と認める場合はすみやかに市長、	を受領し、必要と認める場合はすみやかに市長、	
	52	副市長及び防災危機管理局長に報告するととも	副市長及び防災危機管理局長に報告するととも	
		に、関係各局に伝達する。	に、関係各局に伝達する。	
		(3) 防災危機管理局 <mark>危機対策室長</mark> から伝達を受け	(3) 防災危機管理局 <mark>危機対策課長</mark> から伝達を受け	
		た関係局防災主管課長は、すみやかにその内容に	た関係局防災主管課長は、すみやかにその内容に	
		応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先等	応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先等	
		へ伝達する。	へ伝達する。	
		(4) (略)	(4) (略)	
		(5) 防災危機管理局 <mark>危機対策室長</mark> は上司の命があ	(5) 防災危機管理局 <mark>危機対策課長</mark> は上司の命があ	
		ったとき、又は状況により自ら必要と認めたとき	ったとき、又は状況により自ら必要と認めたとき	
		は、所要の対策通報をすみやかに関係局防災主管	は、所要の対策通報をすみやかに関係局防災主管	
		課長に伝達する。	課長に伝達する。	
		(6) 防災危機管理局 <mark>危機対策室</mark> における予警報の	(6) 防災危機管理局 <mark>危機対策課</mark> における予警報の	
		伝達に関する業務は、防災危機管理局 <mark>危機対策室</mark>	伝達に関する業務は、防災危機管理局 <mark>危機対策課</mark>	
		<mark>長</mark> が命ずる者がこれを担当する。	<mark>長</mark> が命ずる者がこれを担当する。	

連番	頁	修正前	修正後	備考
	53	4 特別警報の公衆等への周知措置について	4 特別警報の公衆等への周知措置について	所属名変更
		防災危機管理局 <mark>危機対策室長</mark> は、特別警報(大雨(浸	防災危機管理局 危機対策課長 は、特別警報 (大雨 (浸	
		水害)、大雨(土砂災害)、暴風、高潮、波浪、暴風雪)	水害)、大雨(土砂災害)、暴風、高潮、波浪、暴風雪)	
		が発表された場合は、下記により、公衆及び所在の官	が発表された場合は、下記により、公衆及び所在の官	
		公署に周知させる措置を講じるものとする。	公署に周知させる措置を講じるものとする。	
		ア〜キ (略)	ア〜キ (略)	
		5~8 (略)	5~8 (略)	
	55	第2 災害対策(警戒)本部情報センターの開設	第2 災害対策(警戒)本部情報センターの開設	防災活動体制の見
		災害対策(警戒)本部が設置されたとき、本部室は直	災害対策(警戒)本部が設置されたとき、本部室は直	直しに伴う修正
		ちに東庁舎 1 階に災害対策(警戒)本部情報センター		
		(以下「情報センター」という。)を開設し、各種通信		
		機器及び情報処理装置を活用し、災害に関する情報をは		
		じめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事		
		会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本		
		部は、各部連絡員 (本部室員)・総括部又は各チームを		
		通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報		
		告しなければならない。		
	56	第3被害情報・対策情報の収集伝達	第3 被害情報・対策情報の収集伝達	防災活動体制の見
		1 被害情報等の収集・伝達	1 被害情報等の収集・伝達	直しに伴う修正、
		(1) 被害情報等の区分及び収集担当	(1) 被害情報等の区分及び収集担当	文言整理
	57	(部門別の情報)	(部門別の情報)	
		上記以外の所管施設 所管部 ポスケシュ 電話	上記以外の所管施設 所管部 原土牧部 東京 東京	
		電力施設、ガス施設、電話 での他の情報 た記 迷恋な記 (201m) ※社会	電力施設、ガス施設、電話 電力施設、ガス施設、電話 ***********************************	
		施設、港湾施設 <u>(追加)</u> <u>総括部</u>	施設、港湾施設 <u>、公共交通</u> 本部室事務局 施設(交通部担当除く)	

連番	頁	修正前	修正後	備考
	58	(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段	(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段	
		_(表中)	(表中)	
		<u>総括部</u>	本部室事務局	
		(3) 被害情報等の収集・報告の方法	(3) 被害情報等の収集・報告の方法	
		ア〜イ (略)	ア〜イ (略)	
	59	ウ 報告の方法	ウ 報告の方法	
		(ア) 報告先	(ア) 報告先	
		各部・区本部からの報告先は情報センターと	各部・区本部からの報告先は情報センターと	
		する。	する。	
		ただし、緊急かつ重大な事項については、直	ただし、緊急かつ重大な事項については、直	
		接、本部幹事会議へ報告する(区本部情報につ	接、本部幹事会議へ報告する(区本部情報につ	
		いては、 <mark>総括部</mark> 経由とする)。	いては、 <u>本部室事務局</u> 経由とする)。	
		(イ) (略)	(イ) (略)	
		エ 県災害対策本部への報告	エ 県災害対策本部への報告	
		総括部 は、被害情報を速やかに県災害対策本部	本部室事務局は、被害情報を速やかに県災害対	
		に報告する。報告窓口は、県本部が設置されたと	策本部に報告する。 <u>(削除)</u> 県本部が設置されて	
		<u>きは県本部情報部方面班に、</u> 県本部が設置されて	いないときは県防災安全局災害対策課とする。	
		いないときは県防災安全局災害対策課とする。		
		オー内閣府への報告	オー内閣府への報告	
		<u>統括部</u> 及び健康福祉部(災害救助費に関するこ	<u>本部室事務局</u> 及び健康福祉部 (災害救助費に関	
		とに限る) は、災害救助法適用基準に該当する程	することに限る) は、災害救助法適用基準に該当	
		度の災害が発生したとき、内閣府に速やかに報告	する程度の災害が発生したとき、内閣府に速やか	
		する。報告窓口は内閣府政策統括官(防災担当)	に報告する。報告窓口は内閣府政策統括官(防災	
		とする。	担当)とする。	
	60	カ (略)	カ (略)	
		2 対策情報の収集・伝達	2 対策情報の収集・伝達	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 対策情報の伝達方法	(2) 対策情報の伝達方法	
		ア(略)	ア(略)	
		イ 住民避難状況の報告	イ 住民避難状況の報告	
		(ア) (略)	(ア) (略)	
		(表中)	(表中)	
		災害対策(警戒)本部(<u>総括部</u>)	災害対策 (警戒) 本部 (本部室事務局)	
	61	(イ) 指定避難所等の開設指示後における指定避難	(イ) 指定避難所等の開設指示後における指定避難	
		所等の情報	所等の情報	
		区本部は、指定避難所等の施設管理者から住	区本部は、指定避難所等の施設管理者から住	
		民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は	民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は	
		指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等	指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等	
		の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災	の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災	
		支援システムにて、 <mark>総括部</mark> へ報告する。	支援システムにて、 <mark>本部室事務局</mark> へ報告する。	
		(表中)	(表中)	
		総括部 総括部	本部室事務局	
		ウ 車両、資機材等の調達依頼	ウ 車両、資機材等の調達依頼	
		(伝達系統)	(伝達系統)	
		総括部	本部室事務局	
		工 (略)	工 (略)	
		オー自衛隊の派遣要請依頼	オー自衛隊の派遣要請依頼	
		自衛隊の派遣を必要とする場合は、 <u>総括部</u> に対	自衛隊の派遣を必要とする場合は、 <mark>本部室事務</mark>	
		し、派遣要請依頼を行う。(<mark>総括部長</mark> あて様式 1-	<u>局</u> に対し、派遣要請依頼を行う。(<u>本部室事務局</u>	
		7-1(1-7-2)を提出する。)	<u>長</u> あて様式 1-7-1(1-7-2)を提出する。)	
		(庁内電話・伝令)	(庁内電話・伝令)	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		総括部	本部室事務局	
	62	カー応急対策の実施要請	カー応急対策の実施要請	
		各部・区本部が、その分担する応急対策の実施	各部・区本部が、その分担する応急対策の実施	
		に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の	に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の	
		応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対	応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対	
		し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を	し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を	
		行うよう要請する。ただし、区本部は <u>総括部</u> を経	行うよう要請する。ただし、区本部は <u>本部室事務</u>	
		由する。	<u>局</u> を経由する	
		(伝達系統)	(伝達系統)	
		総括部	本部室事務局	
		キ 応急対策の実施状況の報告	キ 応急対策の実施状況の報告	
		既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、	既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、	
		被害に対するものは市町村防災支援システムに	被害に対するものは市町村防災支援システムに	
		より、また、その他のものは庁内電話や情報連絡	より、また、その他のものは庁内電話や情報連絡	
		員(伝令)により、逐次、本部幹事会議へ報告す	員(伝令)により、逐次、本部幹事会議へ報告す	
		る。ただし、区本部は <mark>総括部</mark> を経由する。	る。ただし、区本部は <mark>本部室事務局</mark> を経由する。	
		(伝達系統)	(伝達系統)	
		<u>総括部</u>	本部室事務局	
		ク その他応急対策上必要な事項は、各部について	ク その他応急対策上必要な事項は、各部について	
		は本部幹事会議へ、区本部については <u>総括部</u> へそ	は本部幹事会議へ、区本部については <u>本部室事務</u>	
		れぞれ報告する。	<u>局</u> へそれぞれ報告する。	
		第4 通信連絡手段の確保及び活用	第4 通信連絡手段の確保及び活用	
		1 無線電話	1 無線電話	
		(1) 無線電話の統制	(1) 無線電話の統制	
		ア 防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用	ア 防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用	
		無線管理運営規程」の定めるところにより、 <mark>総括</mark>	無線管理運営規程」の定めるところにより、本部	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		<mark>部</mark> が行う。	室事務局が行う。	
		イ~ウ(略)	イ~ウ (略)	
		(2) (略)	(2) (略)	
		2~4 (略)	2~4 (略)	
	68	◎様式1-4-0	◎様式1-4-0	
		報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030	報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030	
	69	◎様式 1-4-1	◎様式1-4-1	
		報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030	報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030	
	70	◎様式1-4-2	◎様式1-4-2	
		報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030	報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030	
	72	◎様式1-4-3	◎様式1-4-3	
		報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030	報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030	
	73	◎様式 1-4-4	◎様式1-4-4	
		報告先 <mark>総括部情報班</mark> FAX 962-4030	報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030	
	74	◎様式 1-4-5	◎様式1-4-5	
		報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030	報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030	
	76	◎様式 1-4-7	◎様式1-4-7	
		報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030	報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030	
	77	◎様式 2	◎様式 2	
		(表中)	(表中)	
		名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
		名古屋市防災危機管理局 <mark>危機対策室</mark>	名古屋市下區二〇九二丁百千萬千万 名古屋市防災危機管理局 <mark>危機対策課</mark>	
22	80	第 5 節 広報・広聴活動	第5節 広報・広聴活動	
		第1 広報活動	第1 広報活動	
		$1\sim2$	1~2	

連番	頁	修正前	修正後	備考
	81	(略)	(略)	
		3 広報の方法	3 広報の方法	防災活動体制の見
		(1) (略)	(1) (略)	直しに伴う修正
		(2) 報道機関との連携	(2) 報道機関との連携	
		ア (略)	ア(略)	
		イ 報道機関への情報提供等	イ 報道機関への情報提供等	
		(ア) <mark>総括部</mark> は、災害発生直後において、第1報	(ア) <u>本部室事務局</u> は、災害発生直後において、	
		によって収集した市内の被害発生状況の概要	第 1 報によって収集した市内の被害発生状況	
		をすみやかに報道機関に発表する。	の概要をすみやかに報道機関に発表する。	
	82	(イ) ~ (ウ) (略)	(イ)~(ウ)(略)	
		(3) 市公式ウェブサイトによる広報	(3) 市公式ウェブサイトによる広報	
		<u>総括部</u> は、市公式ウェブサイト「災害緊急情報」	本部室事務局は、市公式ウェブサイト「災害緊急	
		により、避難に関する広報事項等の配信を行う。	情報」により、避難に関する広報事項等の配信を行	
			う。	
23	84	第6節 災害救助法の適用	第6節 災害救助法の適用	
		第1~第2(略)	第1~第2(略)	
	85	第3 救助の実施	第3 救助の実施	防災活動体制の見
		1 災害救助法の適用	1 災害救助法の適用	直しに伴う修正
		(1) 災害の情報提供	(1) 災害の情報提供	
		災害救助法による救助の実施の必要性が明確で	災害救助法による救助の実施の必要性が明確で	
		ある、又はその可能性があると認められる災害が発	ある、又はその可能性があると認められる災害が発	
		生した場合には、 <mark>総括部</mark> は、次の内容を内閣府あて	生した場合には、本部室事務局は、次の内容を内閣	
		情報提供する。	府あて情報提供する。	
		(2) (略)	(2) (略)	
	86	2 (略)	2 (略)	
		3 救助の対象、方法、経費及び期間	3 救助の対象、方法、経費及び期間 対助の対象、方法、経費及び期間については、タオ	
		救助の対象、方法、経費及び期間については、名古	救助の対象、方法、経費及び期間については、名古	

連番	頁	修正前	修正後	備考		
		屋市災害救助法施行細則による。	屋市災害救助法施行細則による。			
		ただし、この基準により救助を適切に実施すること	ただし、この基準により救助を適切に実施すること			
		が困難な場合は、 <mark>総括部</mark> は内閣府に協議し、特別基準	が困難な場合は、 <mark>本部室事務局</mark> は内閣府に協議し、特			
		により実施するものとする。	別基準により実施するものとする。			
24	87	第7節 応援要請	第7節 応援要請	防災活動体制の見		
		第1 他の地方公共団体等への応援要請	第1 他の地方公共団体等への応援要請	直しに伴う修正		
		$1\sim 2$ (略)	$1\sim2$ (略)			
	89	3 応援要請の方法	3 応援要請の方法			
		(1) (略)	(1) (略)			
		(2) <u>総括部</u> は、関係法令及び相互応援協定等に定め	(2) <u>本部室事務局</u> は、関係法令及び相互応援協定等に			
		る応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所管	定める応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所			
		部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行	管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を			
		うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿	行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の			
		泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。	宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。			
		4~5 (略)	4~5 (略)			
	91	第2 受援班の設置	第2 受援班の設置			
		1 災害対策本部に <mark>総括部</mark> 、庶務部を始め、人的支援	1 災害対策本部に <mark>本部室事務局</mark> 、庶務部を始め、人			
		を受援する部にて組織する受援班を設置する。	的支援を受援する部にて組織する受援班を設置			
			する。			
		2~3 (略)	2~3 (略)			
		第3 自衛隊に対する派遣要請	第3 自衛隊に対する派遣要請			
		1 (略)	1 (略)			
	92	 2 派遣要請依頼	2 派遣要請依頼			
		(1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する	(1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する			
		場合	場合			
		ア~ウ (略)	ア〜ウ (略)			
		エ <mark>総括部</mark> は、災害派遣要請依頼書(様式 1-7-				
L	l					

連番	頁	修正前	修正後	備考
		1) を県知事 (防災安全局災害対策課) に提出する。	-7-1) を県知事(防災安全局災害対策課)に提	
		ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等によ	出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電	
		り依頼し、書類は事後提出するものとする。	話等により依頼し、書類は事後提出するものとす	
			る。	
		オ 総括部は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要	オ 本部室事務局は、県知事に対して自衛隊の災害	
		請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関	派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状	
		係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。	況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知	
			する。	
		カ <u>総括部</u> は、関係自衛隊の長に通知したときは、	カ 本部室事務局は、関係自衛隊の長に通知したと	
		速やかに、県知事(防災安全局災害対策課)に自	きは、速やかに、県知事 (防災安全局災害対策課)	
		衛隊への通知をした事項について通知する。	に自衛隊への通知をした事項について通知する。	
		(2) 法第68条の2第2項に基づき自衛隊に通知す	(2) 法第68条の2第2項に基づき自衛隊に通知す	
		る場合	る場合	
		ア〜ウ(略)	ア〜ウ (略)	
	93	エ <u>総括部</u> は、要請する活動内容に基づき、要請自	エ 本部室事務局は、要請する活動内容に基づき、	
		衛隊を決定する(陸、海、空)。	要請自衛隊を決定する(陸、海、空)。	
		オ <u>総括部</u> は、要請自衛隊へ連絡・通知するととも	オ 本部室事務局は、要請自衛隊へ連絡・通知する	
		に、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制	とともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入	
		の万全を期するよう伝達・指示する。	れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。	
		カ <mark>総括部</mark> は、速やかに、県知事(防災安全局災害	カ 本部室事務局は、速やかに、県知事(防災安全	
		対策課)に自衛隊への通知をした事項について通	局災害対策課)に自衛隊への通知をした事項につ	
		知する。	いて通知する。	
		キ 総括部長は市内の被災状況及び消防部隊等の	キ 本部室事務局長は市内の被災状況及び消防部	
		活動状況を勘案し、必要消防力が不足している場	隊等の活動状況を勘案し、必要消防力が不足して	
		合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に係る通	いる場合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に	
		知をする必要があると判断した場合は、本部長に	係る通知をする必要があると判断した場合は、本	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		伺うことなく通知することができる。 なお、通知内	部長に伺うことなく通知することができる。な	
		容等を速やかに本部長、本部員会議及び幹事会議	お、通知内容等を速やかに本部長、本部員会議及	
		に報告するものとする。	び幹事会議に報告するものとする。	
		3 (略)	3 (略)	
		4 派遣部隊に対する各部・区本部の対応	4 派遣部隊に対する各部・区本部の対応	
		(1) <u>総括部</u>	(1) <u>本部室事務局</u>	
		(略)	(略)	
		(2) 派遣要請を依頼した部・区本部	(2) 派遣要請を依頼した部・区本部	
		ア~ウ(略)	ア~ウ (略)	
		エ その他 <mark>総括部</mark> より指示のあった事項	エ その他 <u>本部室事務局</u> より指示のあった事項	
25	107	第9節 消防活動	第9節 消防活動	
		第1~第4(略)	第1~第4(略)	
	109	第 5 消防活動要領	第 5 消防活動要領	防災活動体制の見
		1 (略)	1 (略)	直しに伴う修正
	110	2 消防部隊の活動	2 消防部隊の活動	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 救急隊の活動	(2) 救急隊の活動	
		(略)	(略)	
		なお、多数の傷病者が集中的に発生したと判断さ	なお、多数の傷病者が集中的に発生したと判断さ	
		れるときは、医療救護班の派遣を <mark>総括部</mark> へ要請する	れるときは、医療救護班の派遣を <mark>本部室事務局</mark> へ要	
		ものとする	請するものとする。	
26	113	第 10 節 避難	第 10 節 避難	
		第1~第4(略)	第1~第4(略)	
	123	第 5 指定避難所の解説及び管理運営	第 5 指定避難所の解説及び管理運営	
		1 (略)	1 (略)	
		2 指定避難所の管理運営	2 指定避難所の管理運営	防災基本計画の記

連番	頁	修正前	修正後	備考
		指定避難所は、避難者の中から代表管理者を選任	指定避難所は、避難者の中から代表管理者を選任	載に合わせた修正
		し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し	し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し	
		自主運営する。	自主運営する。	
		区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派	区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派	
		遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと	遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと	
		避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあた	避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあた	
		る。 <u>(追加)</u>	る。また、指定避難所運営マニュアルや訓練等を通じ	
			て、避難所運営管理のために必要な知識等の普及に努	
			めるものとする。特に夏季には熱中症、冬季には低体	
			温症の危険が高まるため、熱中症等の予防や対処法に	
			関する普及啓発に努める。	
		<u>また</u> 、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災	<u>その他</u> 、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防	
		担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策	災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対	
		として必要な措置を講じることよう努めるものとす	策として必要な措置を講じることよう努めるものと	
		る。	する。	
	124	第6 避難状況等の報告	第6 避難状況等の報告	防災活動体制の見
		1 指定避難所を開設したときは、区本部はただちに	1 指定避難所を開設したときは、区本部はただちに	直しに伴う修正
		その旨を <mark>総括部</mark> へ報告する。	その旨を <u>本部室事務局</u> へ報告する。	
		2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その	2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その	
		他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、	他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、	
		区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、	区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、	
		避難所別に取りまとめ <u>総括部</u> へ報告する。	避難所別に取りまとめ <u>本部室事務局</u> へ報告する。	
		3 <u>総括部</u> は、避難状況を区別に取りまとめ、本部幹	3 <u>本部室事務局</u> は、避難状況を区別に取りまとめ、	
		事会議に報告する。	本部幹事会議に報告する。	
27	126	第 11 節 医療救護・保健衛生	第11節 医療救護・保健衛生	
		【医療救護】	【医療救護】	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		第1 (略)	第1 (略)	
	127	第2 救護	第2 救護	
		$1 \sim 2$ (略)	$1\sim 2$ (略)	
		3 救護の方法	3 救護の方法	文言整理
		(1) 第1救護	(1) 第1救護	
		(略)	(略)	
		なお、災害発生直後から救護班の体制が整うま	なお、災害発生直後から救護班の体制が整うま	
		での間、 <u>救急隊</u> は応急的な救護所において可能な	での間、 <mark>救急隊員</mark> は応急的な救護所において可能	
		限り応急処置を実施する。	な限り応急処置を実施する。	
	128	4 傷病者の搬送・移送	4 傷病者の搬送・移送	防災活動体制の見
		(1) (略)	(1) (略)	直しに伴う修正
		(2) 災害医療活動拠点等で第2救護の実施が困難な	(2) 災害医療活動拠点等で第2救護の実施が困難な	
		場合、健康福祉部は、保健医療調整会議を通じて市	場合、健康福祉部は、保健医療調整会議を通じて市	
		域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整	域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整	
		を行い、この調整に基づき、 <mark>総括部</mark> は自衛隊とも連	を行い、この調整に基づき、 <mark>本部室事務局</mark> は自衛隊	
		携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移	とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬	
		送を実施する。	送・移送を実施する。	
		第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知	第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知	防災活動体制の見
		1~3 (略)	1~3 (略)	直しに伴う修正
		4 <u>総括部</u> の情報	4 本部室事務局の情報	
		<u>総括部</u> が把握した医療機関の収容体制等については、	本部室事務局が把握した医療機関の収容体制等につ	
		健康福祉部より区本部保健センター班に情報提供する。	いては、健康福祉部より区本部保健センター班に情報提	
			供する。	
	131	【保健衛生】	【保健衛生】	
		第1 (略)	第 1 (略)	
	132	第2 保健衛生	第2 保健衛生	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		(略)	(略)	
		健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、区	健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、区	DHEAT に関する記
		本部保健センター班長(保健センター所長)からの要請に	本部保健センター班長(保健センター所長)からの要請に	載の追加
		基づき、保健救護班を配置する。 <u>(追加)</u>	基づき、保健救護班を配置する。また、被害状況を踏まえ、	
			本部長は、愛知県に対しDHEAT(災害時健康危機管理支	
			援チーム)の派遣要請を行う。	
28	135	第12節 輸送・道路等応急対策	第12節 輸送・道路等応急対策	
		第1 車両等の調達	第1 車両等の調達	
		1 (略)	1 (略)	
		2 各部、区本部	2 各部、区本部	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車	(2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車	防災活動体制の見
		種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示の	種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示の	直しに伴う修正
		うえ、調達を依頼する (区本部は、 <mark>総括部</mark> を経由)。	うえ、調達を依頼する(区本部は、 <u>本部室事務局</u>	
		ただし、特殊車両等については、各部で調達する。	を経由)。ただし、特殊車両等については、各部で	
			調達する。	
		(3) (略)	(3) (略)	
		3 (略)	3 (略)	
		第 2 (略)	第 2 (略)	
	136	第3 緊急通行車両等の確認 (追加) 手続	第3 緊急通行車両等の確認 <mark>申出</mark> 手続	災害対策基本法施
		<u>災対法等</u> に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両	<u>災害対策基本法等</u> に基づき、愛知県公安委員会が緊急	行令の改正に伴う
		等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合におい	通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場	修正
		て、緊急通行車両等として事前に <mark>届出</mark> の手続きがなされ	合において、緊急通行車両等として事前に <u>確認申出</u> の手	
		ている車両にあっては、 <u>所定の手続きを進めるととも</u>	続きがなされている車両にあっては、 <u>特に手続きを要さ</u>	
		に、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあっ	ず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事	
		ては、次のとおり取り扱うものとする。	前に所定の手続きを進めるとともに、災害発生時に確認	

連番	頁	修正前	修正後	備考
	136		申出手続きをする必要が生じた車両にあっては、各部、	
			区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行	
			う。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県庁に確	
			認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申	
			<u>出する。</u>	
		1 市所有の車両にあっては、各部からの申請に基づ	_(削除)	
		き、総括部においてとりまとめ、愛知県警察本部に申		
		<u>請する。</u>		
		なお、区本部等が所有する車両にあっては、区本部		
		等ごとに所轄警察署に申請する。		
		2 市所有以外の車両にあっては、経理部調達班がとり	_(削除)_	
		まとめ、総括部において申請する。		
		第4 輸送ルートの確保	第4 輸送ルートの確保	
		1 陸上輸送	1 陸上輸送	文言整理
		(略)	(略)	
		なお、緊急陸上輸送ルートの設定に資するため、	なお、緊急陸上輸送ルートの設定に資するため、	
		あらかじめ市内の主要道路(緊急輸送道路 <u>(追加)</u> 、	あらかじめ市内の主要道路(緊急輸送道路 <mark>等</mark> 、その	
		その他の道路)を定めておくものとする。	他の道路)を定めておくものとする。	
		(資料)	(資料)	
	137	・緊急通行車両等の <mark>事前届出・確認手続等</mark> 要領 (附属	・緊急通行車両等の <mark>確認手続等実施</mark> 要領 (附属資料編	
		資料編 計画参考 58)	計画参考 58)	
29	143	第 13 節 食品・生活必需品の供給	第 13 節 食品・生活必需品の供給	
		第1~第2(略)	第1~第2(略)	
		第3 物資の供給体制	第3 物資の供給体制	防災活動体制の見
		$1\sim2$ (略)	1~2 (略)	直しに伴う修正
	144	3 愛知県との資源配分	3 愛知県との資源配分	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		災害救助法が適用された場合の愛知県との資源配	災害救助法が適用された場合の愛知県との資源配	
		分は、愛知県資源配分計画による。また、愛知県災害	分は、愛知県資源配分計画による。また、愛知県災害	
		対策本部に <mark>総括部</mark> より職員を派遣し、資源配分の調整	対策本部に本部室事務局より職員を派遣し、資源配分	
		を行う。	の調整を行う。	
30	151	第15節 遺体の捜索、処理及び火葬	第15節 遺体の捜索、処理及び火葬	
		第1 遺体の捜索・収容	第1 遺体の捜索・収容	
		1 (略)	1 (略)	
		2 行方不明者・死者の届出の受理	(削除)	事務の見直しに伴
		行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに		う修正
		遺体収容の要請は、区本部において受理し、住所・		
		氏名・年齢・性別・着衣等必要な事項について、行		
		方不明者等受付簿(様式1-15-1)に記録する。		
		<u>3</u> 捜索収容班の編成	2 捜索収容班の編成	防災活動体制の見
		(1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、	(1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、	直しに伴う修正
		遺体の捜索・収容が必要と認められるときは、区	遺体の捜索・収容が必要と認められるときは、区	
		本部長は、本部長に捜索収容班の派遣を要請する。	本部長は、本部長に捜索収容班の派遣を要請する。	
		(連絡窓口は <mark>総括部</mark>)	(連絡窓口は <u>本部室事務局</u>)	
		$(2) \sim (4)$ (略)	$(2) \sim (4)$ (略)	
	152	4 遺体の捜索・収容の方法	3 遺体の捜索・収容の方法	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場	(2) 捜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場	
		所へ到着したときは次のとおり処理する。	所へ到着したときは次のとおり処理する。	
		ア (略)	ア (略)	
		イ 遺体調書(様式1-15-2)に遺体発見現場の状	_(削除)_	事務の見直しに伴
		況 (できれば写真を撮る。)、遺体の性別・身長・		う修正
		着衣・所持品等について、詳細に記録する。		

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		<u>ウ</u> (略)	<u>イ</u> (略)	
		第2 遺体安置所の開設及び管理運営	第2 遺体安置所の開設及び管理運営	
		1~3 (略)	1~3 (略)	
		4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本	4 遺体安置所に派遣された職員は、(削除)調査(検	事務の見直しに伴
		部等の協力を得て調査(検視)・検案を実施する警察	視)・検案を実施する警察等と調整の上、次のように	う修正
		等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。	遺体の収容・管理を行う。	
		(1) 捜索収容班 <u>(追加)</u> が搬入した遺体を収容 <u>し、遺</u>	(1) 捜索収容班 <mark>及び関係機関等</mark> が搬入した遺体を収	
		体整理簿(様式1-15-3)に必要事項を記載し、遺体	容 <u>(削除)</u> する。	
		には氏名又は整理番号等を記載した名札を添付す		
		<u>るなど、遺族等が閲覧できるよう整理</u> する。		
		(2) 捜索収容班から遺体調書及び所持品等を引継ぐ。	_(削除)_	
	153	_ <u>(3)</u> ~ <u>(4)</u> (略)	<u>(2)</u> ~ <u>(3)</u> (略)	
		(5) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原		
		則として顔写真(上半身)を撮る。		
		_ <u>(6)</u> ~ <u>(8)</u> (略)	(4) \sim (6) (略)	
		(9) 遺体調書に必要事項を可能な限り記入し、遺体	<u>(削除)</u>	
		の整理に努める。		
		5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のあ	5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のあ	
		る場合は、 <mark>総括部</mark> に職員の派遣要請をすることができ	る場合は、 <u>本部室事務局</u> に職員の派遣要請をすること	
		る。	ができる。	防災活動体制の見
		第3遺体の検案	第3遺体の検案	直しに伴う修正
		1 検案班の編成	1 検案班の編成	
		(略)	(略)	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) (略)	(2) (略)	
		ア (略)	ア (略)	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		イ 医師が不足する場合は、県警と調整の上、必要	イ 医師が不足する場合は、県警と調整の上、必要	
		に応じて名古屋市医師会・日本赤十字社(愛知県	に応じて名古屋市医師会・日本赤十字社(愛知県	
		支部) 愛知県医師会警察部会 (追加) への協力を	支部) 愛知県医師会警察部会 • 名古屋市歯科医師	文言整理
		要請する。(略)	<u>会</u> への協力を要請する。(略)	
		(3)~(4)(略)	(3)~(4)(略)	
		2 (略)	2 (略)	
		3 検案時の処理事項	3 検案時の処理事項	
		(1) \sim (2) (略)	(1) \sim (2) (略)	
		_(3)遺体安置所に派遣された職員と連携し、遺体調	_(削除)_	事務の見直しに伴
		書に必要事項を可能な限り記入し、整理に努める。		う修正
	154	第4 葬祭用品の調達	第4 葬祭用品の調達	
		(略)	(略)	
		また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場	また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場	防災活動体制の見
		合、健康福祉部長は区本部長及び総括部長に応援を要請	合、健康福祉部長は区本部長及び本部室事務局長に応援	直しに伴う修正
		する。	を要請する。	
		第 5 遺体の輸送	第 5 遺体の輸送	
		$1\sim2$ (略)	$1\sim2$ (略)	
	155	3 輸送力が不足する場合は、 <u>総括部</u> を通じ、自衛隊		
		等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送	自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等によ	直しに伴う修正
		を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。	る輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て	
			行う。	
		(表中)	(表中)	
		総括部長	本部室事務局長	
		第6 遺体の火葬	第6 遺体の火葬	
		1 火葬の方法	1 火葬の方法	
		$(1) \sim (3)$ (略)	(1) \sim (3) (略)	事務の見直しに伴

連番	頁	修正前	修正後	備考
		(4) 遺体調書に必要事項を可能な限り記入し、整理	_(削除)_	う修正
		 に <u>努める</u> 。		
	157	◎様式 1-15-1 行方不明者等受付簿	_(削除)	
	158	◎様式 1-15-2 遺体調書		
	159	◎様式 1-15-3 遺体整理簿	(削除)	
31	160	第 16 節 災害ごみ・災害がれき・し尿	第16節 災害ごみ・災害がれき・し尿	
		第 1 (略)	第1(略)	
		第2 災害ごみ処理	第2 災害ごみ処理	
		1 計画目標	1 計画目標	名古屋市災害廃棄
		環境部は、 <u>災害により発生した生活系ごみ</u> (以下	環境部は、被災により家庭から排出される生活ごみ	物処理計画の記載
		「災害ごみ」という。) <mark>等</mark> の処理を優先して行い、被	等 (以下「災害ごみ」という。) <u>(削除)</u> の処理を優先	に合わせた修正
		災地の環境衛生の確保を図る。	して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。	
		第3(略)	第3(略)	
	162	第4 し尿処理	第4 し尿処理	事業の完了に伴う
		1 計画目標	1 計画目標	修正
		環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、		
		通常のし尿処理が困難となることが予想されること	通常のし尿処理が困難となることが予想されること	
		から、指定避難所で使用する災害用トイレ <u>の備蓄を進</u>		
		<u>める</u> とともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難		
		所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。	ら排出されるし尿の衛生的な処理を行う。	
32	164	第 17 節 住宅等応急対策	第 17 節 住宅等応急対策	
		第1(略)	第 1 (略)	
	165	第2 被災住宅の応急修理	第2 被災住宅の応急修理	災害救助法の改正
		被災住宅の応急修理は、住家が半壊等し自らの資力で		に伴う修正
		は応急修理を行うことができない者又は大規模な補修	るための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度	
		を行わなければ居住することが困難である程度に住家	<u>の部分の修理」をするものであり</u> 、災害救助法に基づい	

連番	頁	修正前	修正後	備	考
		<u>が半壊した者を対象に</u> 、災害救助法に基づいて実施す	て実施する。		
		る。			
			住宅都市部長は、県との調整の下、以下の方針に基づ		
			き、本部員会議の決定を経て、実施する。		
		(追加)	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理		
			(1) 対象は、災害のため住家が半壊等し、雨水の侵入		
			等を放置すれば住家の被害を拡大するおそれがあ		
			<u>る者とする。</u>		
			(2) 方法は、資材のみを給与する場合と施工業者が実		
			施する場合の2種類があり、現物をもって行う。		
			(3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に		
			定める範囲内とする。		
			(4) 実施期間は、原則として災害発生の日から 10日		
			<u>以内に完了する。</u>		
		1 被災住宅の応急修理の実施	2 日常生活に必要な最小限の部分の修理		
		住宅都市部長は、県との調整の下、次の方針に基づ	<u>(削除)</u>		
		き、本部員会議の決定を経て、実施する。			
		(追加)	(1) 対象は、災害のため住家が半壊等し自らの資力で		
			は応急修理を行うことができない者、大規模な補修		
			を行わなければ居住することが困難な程度に住家		
			が半壊(焼)(いわゆる大規模半壊)した者とする。		
		(1) 応急修理の範囲は、居室、炊事場、便所等の日常	(2) 範囲は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要		
		生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって	な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。		
		行う。			
		(2) 一世帯あたりの費用については、原則として災	(3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に		
		害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに	定める範囲内とする。		

連番	頁	修正前	修正後	備考
		実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)に		
		<u>よる。</u>		
		(3) 実施期間については、原則として災害発生の日か	(4) 実施期間 <u>は、</u> 原則として災害発生の日から3月以	
		ら3月以内に完了する。	内に完了する。	
		<u>2</u> その他	<u>3</u> その他	
		(略)	(略)	
		第 3 (略)	第3 (略)	
	166	第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談	第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談	
		1 倒壊のおそれのある建築物(工事中のものも含	1 倒壊のおそれのある建築物(工事中のものも含	
		む。)及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害		直しに伴う修正
		防止に関する相談・指導をするとともに、これらの		
		事故防止のため住民に対する広報を <u>総括部</u> に要請す	事故防止のため住民に対する広報を <u>本部室事務局</u> に	
		3 .	要請する。	
33	173	第 19 節 ボランティアとの連携	第 19 節 ボランティアとの連携	
	154	第 1~第 3(略)	第1~第3(略)	
	174	第4 受入れ体制	第4 受入れ体制 1 47 1/2 27 27 27 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	175	1 担当部	1 担当部	水 二 南水田
	175	区分 担 当 部 担 当 業 務	区分 担 当 部 担 当 業 務	文言整理
		(略) (略)	専 (略) (略)	
		ボ (略) (略) (略) テ		
			ボ ラ ン テ	
		イ ア 専 門		
		門		
34	177	第 20 節 労務供給	第 20 節 労務供給	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		第1 労働者の雇用	第1 労働者の雇用	防災活動体制の見
		1 雇用手続	1 雇用手続	直しに伴う修正
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を <mark>総括</mark>	(2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を本部	
		<u>部</u> を経由して本部員会議に報告しなければならな	<u>室事務局</u> を経由して本部員会議に報告しなければ	
		٧٠ _°	ならない。	
		2 (略)	2 (略)	
		3 労働者の賃金	3 労働者の賃金	
		雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているも	雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているも	
		のを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎	のを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎	
		として本部長(<mark>総括部</mark>)が定める。	として本部長(<mark>本部室事務局</mark>)が定める。	
35	179	第 21 節 区の応急対策活動	第 21 節 区の応急対策活動	
		第1~第3(略)	第1~第3(略)	
	181	第4 情報連絡活動	第4 情報連絡活動	防災活動体制の見
		1 (略)	1 (略)	直しに伴う修正
	183	2 対策情報の伝達	2 対策情報の伝達	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 対策情報の伝達方法	(2) 対策情報の伝達方法	
		ア (略)	ア (略)	
		イ 住民避難状況の報告	イ 住民避難状況の報告	
		住民が避難を開始し、指定避難所等を開設した	住民が避難を開始し、指定避難所等を開設した	
		場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時	場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時	
		記録し、市町村防災支援システムにて、 <mark>総括部</mark> へ	記録し、市町村防災支援システムにて、 <mark>本部室事</mark>	
		報告する。	<u>務局</u> へ報告する。	
		ウ 車両、資機材等の調達依頼	ウ 車両、資機材等の調達依頼	
		車両、資機材等を必要とする場合は、 <mark>総括部</mark> を	車両、資機材等を必要とする場合は、 <u>本部室事</u>	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を	務局 を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送	
		明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依	条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて	
		頼を行う。	調達依頼を行う。	
		工 (略)	工 (略)	
		オー自衛隊の派遣要請依頼	オー自衛隊の派遣要請依頼	
		自衛隊の派遣を必要とする場合は、 <mark>総括部</mark> に対	自衛隊の派遣を必要とする場合は、 <mark>本部室事務</mark>	
		し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼	<u>局</u> に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要	
		を行う。(<mark>総括部長</mark> あて 様式 1-7-1(1-7-	請依頼を行う。(<mark>本部室事務局長</mark> あて 様式 1-7	
		2) を提出する。)	-1(1-7-2)を提出する。)	
		カー応急対策の実施要請	カー応急対策の実施要請	
		区域内において、他の部又は防災関係機関の	区域内において、他の部又は防災関係機関の	
		応急対策を必要とする場合は、 <mark>総括部</mark> を経由し、	応急対策を必要とする場合は、 <mark>本部室事務局</mark> を	
		本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミ	経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファ	
		リにて必要な応急対策の実施の指示又は実施要	クシミリにて必要な応急対策の実施の指示又は	
	184	請を行うよう要請する。	実施要請を行うよう要請する。	
		ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関	ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関	
		係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応	係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応	
		急対策の実施要請を行い、事後、 <mark>総括部</mark> を経由し、	急対策の実施要請を行い、事後、 <mark>本部室事務局</mark> を	
		本部幹事会議に対し、その旨報告する。	経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。	
		キ 応急対策の実施状況の報告	キ 応急対策の実施状況の報告	
		既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、	既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、	
		被害に対するものを随時記録し、市町村防災支援	被害に対するものを随時記録し、市町村防災支援	
		システムにて、 <mark>総括部</mark> へ報告する。	システムにて、 <u>本部室事務局へ報告する。</u>	
		(3) 対策情報の伝達系統	(3) 対策情報の伝達系統	
		<u>総括部</u>	本部室事務局	
		第 5 広報·広聴活動	第 5 広報·広聴活動	防災活動体制の見

連番	頁	修正前	修正後	備考
		1 広報活動	1 広報活動	直しに伴う修正
		(1) \sim (2) (略)	(1) \sim (2) (略)	
	185	(3) 広報の方法	(3) 広報の方法	
		ア 「放送協定」に基づく放送の依頼の要請	ア 「放送協定」に基づく放送の依頼の要請	
		緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必	緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必	
		要がある場合は、 <mark>総括部</mark> に対し、「災害時の放送	要がある場合は、 <mark>本部室事務局</mark> に対し、「災害時	
	186	に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放	の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名	
		送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオに	古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラ	
		よる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要	ジオによる区本部の広報事項の放送を依頼する	
		請する。	よう要請する	
		イ~カ (略)	イ~カ (略)	
		キ 電子メール (きずなネット防災情報)	キ 電子メール (きずなネット防災情報)	
		必要に応じて <mark>総括部</mark> に対し、きずなネット防災	必要に応じて <mark>本部室事務局</mark> に対し、きずなネッ	
		情報による広報事項の配信を要請する。	ト防災情報による広報事項の配信を要請する。	
		ク 緊急速報メール	ク 緊急速報メール	
		津波、洪水等に関する情報及び避難の指示等、	津波、洪水等に関する情報及び避難の指示等、	
		緊急安全確保に関する広報事項で必要がある場	緊急安全確保に関する広報事項で必要がある場	
		合は、 <mark>総括部</mark> に対し、緊急速報メールによる配信	合は、本部室事務局に対し、緊急速報メールによ	
		を要請する。	る配信を要請する。	
		ケ <u>アプリケーション</u>	ケ SNS、名古屋市防災アプリ等	文言整理
		必要に応じて <u>総括部</u> に対し、 <u>アプリケーション</u>	必要に応じて <u>本部室事務局</u> に対し、 <u>SNS、名</u>	
		による広報事項の配信を要請する。	<u>古屋市防災アプリ等</u> による広報事項の配信を要	
			請する。	
		コ 臨時災害放送局	コ 臨時災害放送局	
		「災害における臨時災害放送局等に関する協	「災害における臨時災害放送局等に関する協	
		定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合	定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合	

連番	頁	修正前	修正後	備考
		は、必要に応じて <mark>総括部</mark> に対し、臨時災害放送局	は、必要に応じて <mark>本部室事務局</mark> に対し、臨時災害	
		による放送事項の放送を要請する。	放送局による放送事項の放送を要請する。	防災活動体制の見
	187	第6 避難	第6 避難	直しに伴う修正
		1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施	1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施	
		$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)	
		(5) 実施方法	(5) 実施方法	
		ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達	ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達	
		方法	方法	
		(ア) ~ (エ) (略)	(ア) ~ (エ) (略)	
	188	(オ)テレビ、ラジオ放送による伝達	(オ) テレビ、ラジオ放送による伝達	
		<mark>総括部</mark> に対し、放送局への協力依頼を要請す	本部室事務局に対し、放送局への協力依頼を	
		る。	要請する。	
		(カ) 電子メール (きずなネット防災情報) による	(カ) 電子メール (きずなネット防災情報) による	
		伝達	伝達	
		<u>総括部</u> に対し、電子メール(きずなネット防	<u>本部室事務局</u> に対し、電子メール (きずなネ	
		災情報)による配信を要請する。	ット防災情報)による配信を要請する。	
		(キ) 緊急速報メールによる伝達	(キ) 緊急速報メールによる伝達	
		<u>総括部</u> に対し、緊急速報メールによる配信を	本部室事務局に対し、緊急速報メールによる	
		要請する。	配信を要請する。	
		(ク) <u>アプリケーション</u> による伝達	(ク) <u>SNS、名古屋市防災アプリ等</u> による伝達	文言整理
		<u>総括部</u> に対し、 <u>アプリケーション</u> による配信を	本部室事務局に対し、SNS、名古屋市防災	
		要請する。	<u>アプリ等</u> による配信を要請する。	
		(6) 実施報告	(6) 実施報告	
		避難指示又は緊急安全確保を発令した場合、及び	避難指示又は緊急安全確保を発令した場合、及び	
		警察官、自衛官等から避難指示を発令した旨の通知	警察官、自衛官等から避難指示を発令した旨の通知	
		を受けた場合、次の内容により、 <mark>総括部</mark> へ報告する。	を受けた場合、次の内容により、 <u>本部室事務局</u> へ報	

連番	頁	修正前	修正後	備考
			告する。	
		2 (略)	2 (略)	
		3 指定避難所の開設及び管理運営	3 指定避難所の開設及び管理運営	
	189	(1) 指定避難所の開設	(1) 指定避難所の開設	
		ア~ウ (略)	ア〜ウ(略)	
	190	エ 避難所を開設したときは、区本部はただちにそ	エ 避難所を開設したときは、区本部はただちにそ	
		の旨を <mark>総括部</mark> へ報告する。	の旨を <u>本部室事務局</u> へ報告する。	
		4 避難状況等の報告	4 避難状況等の報告	
		(1) 指定避難所を開設したときは、区本部はただちに	(1) 指定避難所を開設したときは、区本部はただちに	
		その旨を <mark>総括部</mark> へ報告する。	その旨を <u>本部室事務局</u> へ報告する。	
		(2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その	(2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その	
		他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区	他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区	
		本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避	本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避	
		難所別に取りまとめ、 <mark>総括部</mark> へ報告する。	難所別に取りまとめ、 <mark>本部室事務局</mark> へ報告する。	
		第7~第8 (略)	第7~第8 (略)	
	192	第9 緊急輸送	第9 緊急輸送	
		1 (略)	1 (略)	
		2 輸送力の確保	2 輸送力の確保	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 調達依頼	(2) 調達依頼	
		経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日	経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日	
		本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼	本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼	
		する (<mark>総括部</mark> 経由)。	する(<u>本部室事務局</u> 経由)。	
		3 緊急通行車両等の確認 <u>(追加)</u> 手続	3 緊急通行車両等の確認 <mark>申出</mark> 手続	災害対策基本法施
	193	災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が	災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が	行令の改正に伴う
		緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行	緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行	修正

連番	頁	修正前	修正後	備考
		った場合において、緊急通行車両等として事前に <mark>届</mark>	った場合において、緊急通行車両等として事前に <mark>確</mark>	
	193	<mark>出、確認</mark> の手続きがなされている車両にあっては、	<mark>認申出</mark> の手続きがなされている車両にあっては、 <u>特</u>	
		所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続	に手続きを要さず、緊急通行車両等として通行可能	
		<u>き</u> をする必要が生じた車両にあっては、区本部 <u>ごと</u>	となることから、事前に所定の手続きを進めるとと	
		に所管警察署に申請をする。	<u>もに、災害発生時に確認申出手続き</u> をする必要が生	
			じた車両にあっては、区本部 <u>にて愛知県庁へ緊急通</u>	
			行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等に	
			より、最寄りの愛知県庁に確認申出できないときは、	
			最寄りの警察署交通課へ確認申出する。	
		第 10 応援要請	第 10 応援要請	防災活動体制の見
		1 (略)	1 (略)	直しに伴う修正
		2 自衛隊の災害派遣要請の依頼	2 自衛隊の災害派遣要請の依頼	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 派遣要請の依頼	(2) 派遣要請の依頼	
		区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支	区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支	
		援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書(様	援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書(様	
		式 1-7-1)により <u>総括部長</u> に依頼する。	式 1-7-1)により <mark>本部室事務局長</mark> に依頼する。	
		(3) 派遣部隊の受入れ	(3) 派遣部隊の受入れ	
		ア〜ウ(略)	ア〜ウ (略)	
		エ その他 <mark>総括部</mark> から指示のあった事項	エ その他 <mark>本部室事務局</mark> から指示のあった事項	
	195	(資料)		
		・緊急通行車両等の <mark>事前届出・確認手続等</mark> 要領(附属	(資料)	文言整理
		資料編 計画参考 58)	・緊急通行車両等の <mark>確認手続等実施</mark> 要領(附属資料編	
			計画参考 58)	
36	196	第 22 節 地域安全・交通対策	第 22 節 地域安全・交通対策	
		第 1 (略)	第 1 (略)	

連番	頁	修 正 前	修正後	備考
		第2 交通対策	第 2 交通対策	
		1 (略)	1 (略)	
	198	2 県警察における措置	2 県警察における措置	
		(1) \sim (4) (略)	$(1) \sim (4)$ (略)	
	199	(5) 緊急通行車両の確認等	(5) 緊急通行車両の確認等	災害対策基本法施
		ア 県公安委員会が災対法第76条の規定により、	ア 県公安委員会が災対法第76条の規定により、	行令の改正に伴う
		緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又	緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又	修正
		は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同	は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同	
		法施行令第33条 <u>(追加)</u> の規定により緊急通行車	法施行令第33条 <u>第1項</u> の規定により緊急通行車	
		両の確認を行う。	両の確認を行う。	
		イ 緊急通行車両であることの確認を受けようと	イ 緊急通行車両であることの確認を受けようと	
		する車両の使用者 <u>(追加)</u> は、 <u>「緊急通行車両等</u>	する車両の使用者 <u>等</u> は、 <u>「緊急通行車両確認申</u>	
		<u>届出書」</u> を、県又は県公安委員会の事務担当部局	<u>出書」</u> を、県又は県公安委員会の事務担当部局	
		等に提出するものとする。 (別記 様式1-22-1	等に提出するものとする。 <u>(削除)</u>	
		聚急通行車両等届出書参照)_		
		ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は	ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は	
		県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、	県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、	
		標章とともに <u>申請者</u> に交付する。 <u>(別記 様式 1</u>	標章とともに <u>申出者</u> に交付する。 <u>(削除)</u>	
		-22-2 緊急通行車両確認証明書、別記 1-22		
		一3 標章参照)		
37	206	第23節 ライフライン施設の応急復旧	第23節 ライフライン施設の応急復旧	
		【給水及び水道施設等応急対策】	【給水及び水道施設等応急対策】	
		第1 給水対策	第1 給水対策	
		1 (略)	1 (略)	
		2 給水体制	2 給水体制	文言整理
		発災後において、上下水道部は、ただちに区本部	発災後において、上下水道部は、ただちに区本部	

連番	頁		修正前				修正	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		備考
		浄水場等が破 等からの緊急	けて給水体制を確立 支損した場合などに 急連絡管による受水 け水を確保する。)	おいては、	隣接市町	等の協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、 浄水場等が破損した場合などにおいては、隣接市町 等からの緊急連絡管による受水の他、 <u>他都市等</u> の協 力を受け飲料水を確保する。 (1)~(3)(略)				
	207	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	は、次のとおりでる	ある。		(4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。				時点修正
		給水能力一1(酉	給水能力-1(酉	C水他等の貯水車	_,	年4月1日				
		給水能力-2(運搬給水)			給水能力-2 (運搬給水) 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日					
		資機材名	容量	数量	<u>1回当たりの</u> <u>給水能力(L)</u>	資機材名	容量	数量	_(削除)	
		給 水 車	1.8m ³ 3.8m ³ 3.0 m ³	4台 4台 3台	7, 200 15, 200 9, 000	給水車	2 ㎡級 3 ㎡級 4 ㎡級	4 台 <u>5 台</u> <u>4 台</u>	(削除)	
		給水タンク (積載用)	1.0m³ 1.0m³ (加圧式)	62 基 4 基	62,000 4,000	給水タンク (積載用)	1.0m³ 1.0m³(加圧式	<u>50 基</u> 16 基	(削除)	
			<u></u>		<u>97, 400</u>				_(削除)_	
		給水能力-3 (拠点給水) 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日 資機材名 数量 (給水栓数)			給水能力-3(換 資 機	型点給水)材 名	令和 <u>6</u> 年 数量 <u>(削</u>	E4月1日 <u>除)</u>		
		常設	給 水 栓	14 か所(1	48)	常設	給 水 栓	15 か所(肖	<u>训除)</u>	

連番	頁		修 正 前				修 正 後				備考	
				16 柞	全	12 基(192)			16 7	全	12 基(削除)	
			仮設給水栓	4 柞	全	136 基(544)		仮設給水栓	4	栓	136 基(削除)	
				携帯型 4	栓	432 基(1,728)			携帯型	4 栓	432 基(削除)	
			地下式系	給 水 村	全	398 か所(1,592)		地下式	給水	全	398 か所(削除)	
	208	給	給水能力-4(その他) 令和5年4月1日		糸	給水能力-4 (その他) 令和 6 年 4 月 1 日						
			資 機 材 名	数量	備	考		資 機 材 名	数量	ł	備考	
			応 急 給 水 槽 (バルーン式)	100	容量 1. 区役所	0m ³ (上下水道局 84、 16)		応 急 給 水 槽 (バルーン式)	100		容量 1.0 m ³ (上下水道局 84、区役所 16)	
			応急給水槽 (組立式)	25	容量 1.	0m³(上下水道局)		応急給水槽 (組立式)	25	į	容量 1.0 m³(上下水道局)	
		飲	(料水自動袋詰装置 (固 定)	1		分 1 袋 500cc 入り 局 1)		飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	į	55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)	
			ポリタンク			(上下水道局)		ポリタンク		_	10L/個(上下水道局)	
		非常用給水袋 <u>80,000</u> 6 L/個(上下水道局)			非常用給水袋 36,000 6 L/個(上下水道局)							
	211	_	下水道施設応急	· · · · -				【下水道施設応急対策】				文言整理
			1 応急対策要員			Halia	第	第1 応急対策要員		d .		
						は、一般ないでは、これは		1 「第1節 初動活動体制」の計画により速やかに職員			の計画により速やかに職員	
						でに出る でおおりている他都 のによる		を参集させる。	_	「 ⊤ -	水道災害時における大都市	
		111	や民間業者に応	医ど安朗	9 <u>2 5 0</u>	<u>クとりる。</u>						
								間の連絡・連携体制に関するルール」等に基づいて他 の自治体の下水道部局の支援を要請する。また協定締				
				お業者等との災害時の応援要請の協定に基づいて応								
					援を要請する。							
		第	2 (略)				穿	第2 (略)				

連番	頁	修正前	修正後	備考
		第3 応急復旧用資機材の確保	第3 応急復旧用資機材の確保	
		応急復旧に必要な最小限の資機材を確保するものと	応急復旧に必要な最小限の資機材を確保するものと	
		し、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合に	し、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合に	
		は、応援協定を締結している他都市や民間業者から資機	は 21 大都市等の支援を受けるとともに協定締結業者等	
		材の緊急調達を行うものとする。	から資機材の緊急調達を行うものとする。	
	213	【ガス施設応急復旧計画(東邦ガス株式会社)】	【ガス施設応急復旧計画(東邦ガス株式会社)】	東邦ガス株式会社
	210	第1 応急対策	第1 応急対策	防災業務計画の記
		1 災害が発生した場合は、本部室長及び各支部長は	24.	
			部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、	#X(C \(\) \(\) \(\) (\) (\(\) \(\
		点検、出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に		
		報告する。	部に報告する。	
		(1) 一般情報	(1) 一般情報	
		ア〜イ (略)	ア〜イ (略)	
		ウ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官	ウ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官	
		公署、報道関係、 <mark>需要家</mark> 等への対応状況)	公署、報道関係、 <mark>お客さま</mark> 等への対応状況)	
		_(追加)	(2) 地震計情報	
		(2) ガス施設等被害の状況及び復旧状況	(3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況	
		(3) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項	(4) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項	
		<u>(4)</u> 社員の被災状況	<u>(5)</u> 社員の被災状況	
		<u>(5)</u> その他災害に関する情報	<u>(6)</u> その他災害に関する情報	
		2 災害時における広報	2 災害時における広報	
		(1) 広報活動	(1) 広報活動	
		災害が発生した場合、又はそのおそれのある場合	ア 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、	
		は、ガス事業の公共性、特殊性等を十分自覚し、人	復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、	
		心の安定と被害の拡大防止を図るため、需要家、官	その状況に応じた広報活動を行う。	

連番	頁	修正前	修正後	備	考
		庁等に対し、迅速かつ適切な広報活動を実施する。	イ 災害発生後、ガスの供給を継続する地区のお客		
			さまに対しては、必要に応じて保安確保のための		
			広報活動を行う。		
		3 防災要員の確保	3 防災要員の確保		
		(1) 防災要員の確保	(1) 防災要員の確保		
		ア (略)	ア (略)		
		イ 非常体制が発令された場合は、防災要員はあら	イ 非常体制が発令された場合は、防災要員はあら		
		かじめ定められた動員計画に基づき速やかに所	かじめ定められた動員計画に基づき速やかに所		
		属する本(支)部に出勤する。 <u>所属事業所への出</u>	属する本(支)部に出勤する。 <u>(削除)</u>		
		社が不可能な場合には、最寄りの事業所に出社す			
		<u>る。</u>			
	214	(2) 他事業者等との協力	(2) 他事業者等との協力		
		ア 関係工事会社等との緊密な連絡を確保すると	ア 関係工事会社等との緊密な連絡を確保すると		
		ともに、 <u>(追加)</u> 出動要請できる体制を確立し、必	ともに、 <u>災害発生後ただちに</u> 出動要請できる体制		
		要に応じて出動を要請する。	を確立し、必要に応じて出動を要請する。		
		イ <u>自社</u> のみでは早期復旧が困難であると考えら	イ <u>社内</u> のみでは早期復旧が困難であると考えら		
		れる場合には、被災を免れたガス事業者からの協	れる場合には、被災を免れたガス事業者からの協		
		力を得るため、 <u>(追加)</u> 日本ガス協会の <u>「地震・</u>	力を得るため、 <u>(一社)</u> 日本ガス協会の <u>「非常事態</u>		
		洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき	<u>における応援要綱」</u> に基づき応援を要請する。		
		応援を要請する。			
		4 災害時における復旧用資機材の確保	4 災害時における復旧用資機材の確保		
		(1) 調達	(1) 調達		
		本部室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復	情報・管理室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品		
		旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資	等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要と		
		機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保す	する資機材は、次のいずれかの方法により速やかに		
		る。	確保する。		

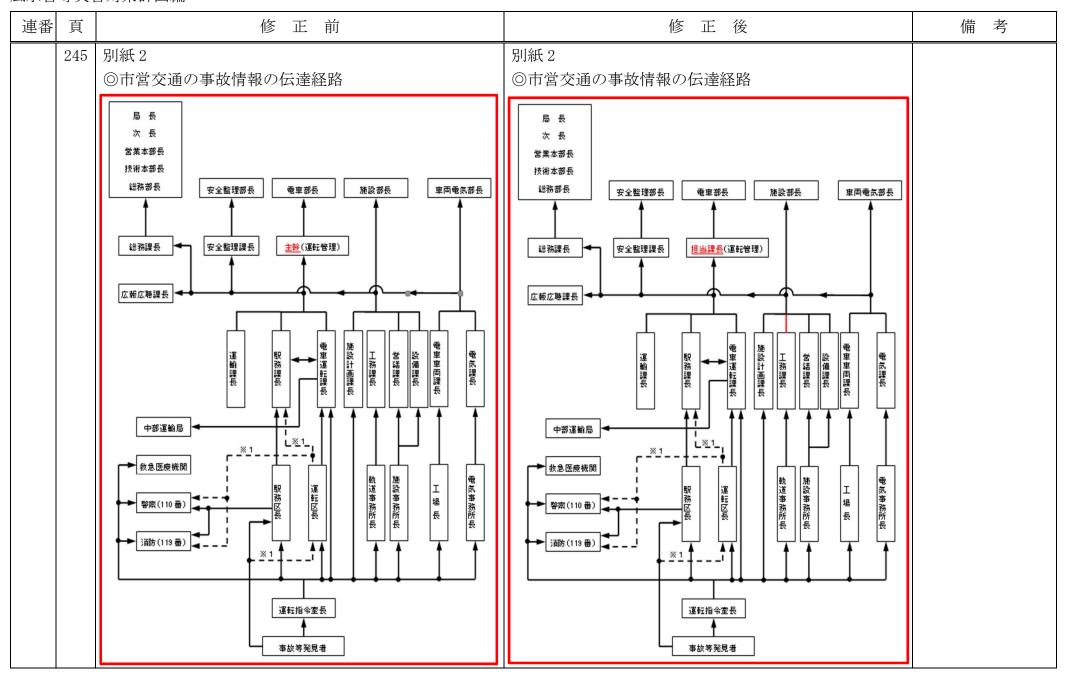
連番	頁		修正前			備考			
		ア (略 イ <u>本</u> 部	S) S <mark>室及び各支部相互の流用</mark>		` .	ア (略) イ <mark>情報・管理</mark> 室及び各支部相互の流用			
	215	カパワーク 第1 (略)	ぶ急復旧計画(中部電力株式会 ブリッド株式会社/株式会社 〕 策(電力復旧)		【電力施設応急復旧計画(中部電力株式会社/中部電力パワーグリッド株式会社/株式会社JERA)】 第1 (略) 第2 応急対策(電力復旧) 1 (略)			中部電力パワーグ リッド㈱の組織改 正に伴う修正	
			害対策本部の設置 ペワーグリッド㈱ 関係 <u>事業府</u>	<u>「</u> 一覧〕		害対策本部の設置 ペワーグリッド㈱ 関係 <u>支社</u> -	一覧〕		
		本部名	所在地	電話	本部	所在地	電話		
		中営業所	名古屋市中区千代田二丁 目 12-14	0120-929- 113	名古屋支社	名古屋市中区千代田二丁 目 12-14	0120-929- 113		
		北 "	" 北区御成通四丁 <u>目8</u>	<u>0120-929-</u> <u>116</u>	_(削除)_	_(削除)_	_(削除)		
		中村 "	" 中村区太閤通七 丁目 32	<u>0120-929-</u> <u>467</u>	(削除)	_(削除)_	(削除)		
		<u>熱田 "</u>	<u> </u>	<u>0120-929-</u> <u>308</u>	(削除)	_(削除)_	(削除)		
		港 "	<u> </u>	<u>0120-929-</u> <u>309</u>	(削除)	_(削除)_	(削除)		
		線 " 線区大高町字東 0120-929- 正地 71-1 476		_(削除)_	_(削除)_	_(削除)			
		天白 "	<u>" 天白区植田南三</u> 丁目 601	0120-929- 479	(削除)	_(削除)_	(削除)		

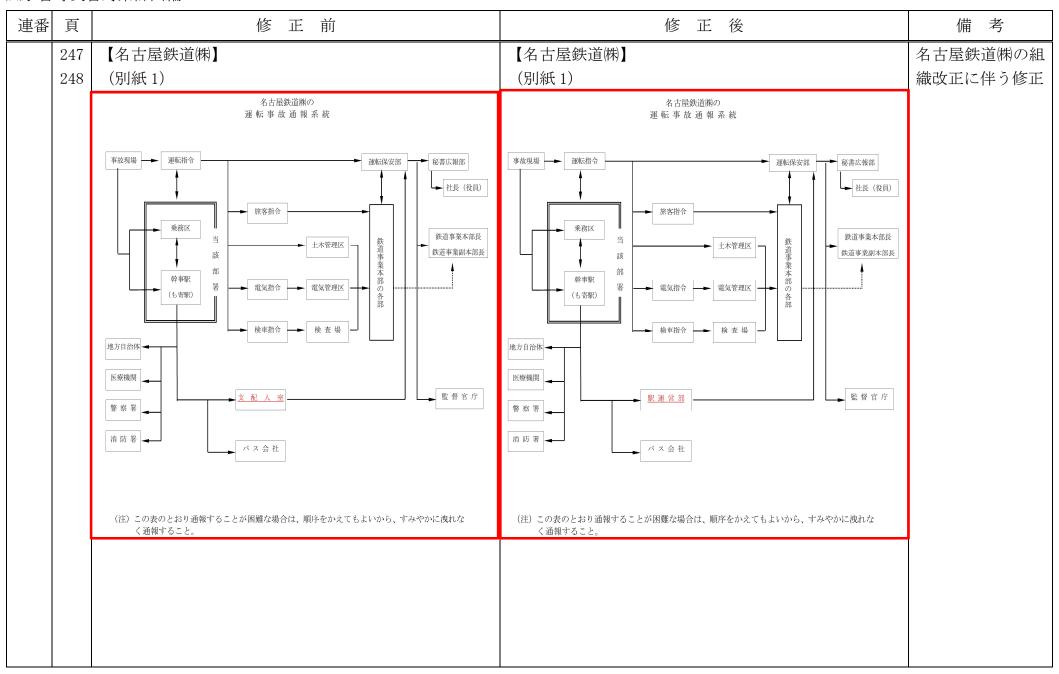
連番	頁		修正前			修正後		備考
		旭名東	尾張旭市庄南町二丁目 1- 10	0120-929- 265	旭名東 <u>支社</u>	尾張旭市庄南町二丁目1- 10	0120-929- 265	
		<u>中電力セン</u> <u>ター</u>	名古屋市中区千代田二丁 目 12-14	269-1250	_(削除)	_(削除)_	_(削除)	
		中村 "	" 中村区名駅南三丁目 16-6	<u>589-3218</u>	(削除)	_(削除)_	(削除)	
	216	旭名東〃	尾張旭市庄南町二丁目 1- 10	<u>778–1271</u>	_(削除)_	_(削除)_	_(削除)	
		<u>岩倉 "</u>	岩倉市大山寺町井之株 128	<u>0587-66-</u> <u>1177</u>	一宮支社	一宮市浜町6丁目2	<u>0120-929-</u> <u>708</u>	
		半田 <u>"</u>	半田市東洋町 <u>1-</u> 3-3	<u>0569-21-</u> <u>1792</u>	半田 <u>支社</u>	半田市東洋町 <u>一丁目</u> 3-3	<u>0120-929-</u> <u>493</u>	
38	224	第 25 節 事	業所等の安全対策		第 25 節 事	業所等の安全対策		
		第1~第2(略)		第1~第2(
	225	〔有害化学物	加質等の安全対策の流れ]		〔有害化学物	所属名変更		
		※次の左欄に	こ掲げる区本部保健センター	班の <u>公害対策</u>	※次の左欄に掲げる区本部保健センター班の <u>公害対策</u>			
		室の職員は、	同表右欄に掲げる区本部保健	センター班の	課の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の			
			注補助執行する。			:補助執行する。		
39	230	第 28 節 農			第 28 節 農			
		第1~第2			第1~第2	(
			に対する応急措置			に対する応急措置		
		1 (略)			1 (略)			
		2 通報	(m/r)		2 通報			
		(1) \sim (2) (略)			$(1) \sim (2)$ (略)			
	001	(3) 連絡系	系統(勤務時間外、休日等を降	ボく。)	(3) 連絡系統(勤務時間外、休日等を除く。)			所属名変更
	231							

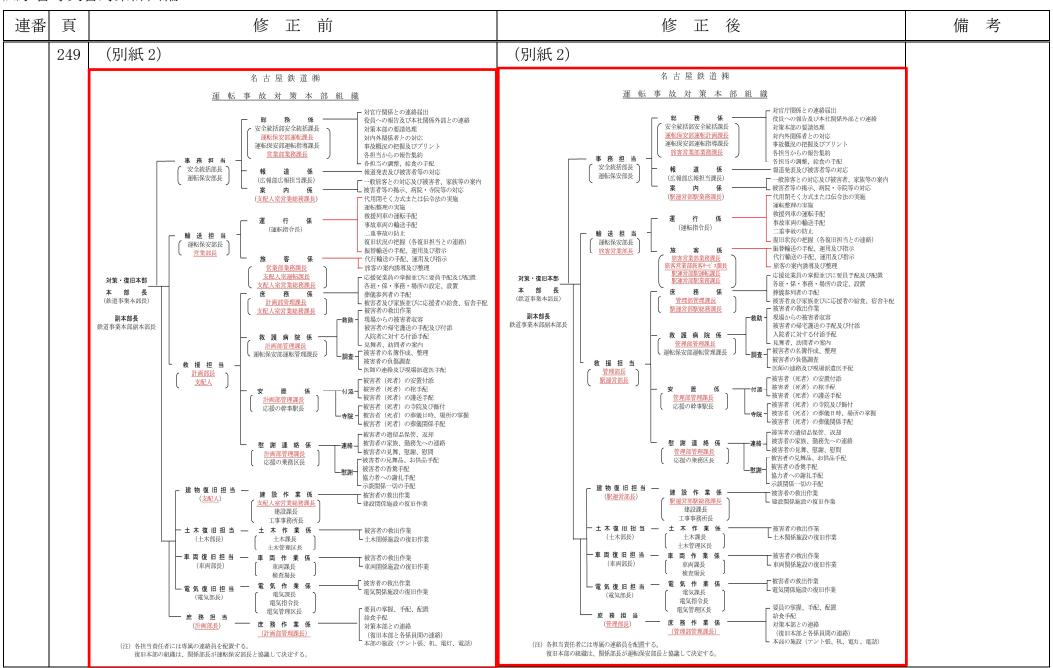
連番	頁	修正前	修正後	備考
		防災危機管理局	防災危機管理局	
		危機対策室	危機対策課	
40	237	第 31 節 航空機事故災害対策計画	第 31 節 航空機事故災害対策計画	
		第1 情報の伝達系統	第1 情報の伝達系統	通報先変更に伴う
		1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が	1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が	修正
		発生した場合	発生した場合	
		(1) 民間航空機の場合	(1) 民間航空機の場合	
		(表中)	(表中)	
		大阪航空局 <u>中部</u> 空港事務所	大阪航空局 <mark>関西</mark> 空港事務所	
		(2) 自衛隊機の場合	(2) 自衛隊機の場合	
		(表中)	(表中)	
		大阪航空局 <mark>中部</mark> 空港事務所	大阪航空局 <mark>関西</mark> 空港事務所	
	238	2 飛行場外周辺区域(飛行場を中心とした 9 キロメ	2 飛行場外周辺区域(飛行場を中心とした 9 キロメ	
		ートル圏内)の名古屋市域で災害が発生した場合	ートル圏内)の名古屋市域で災害が発生した場合	
		(表中)	(表中)	
		大阪航空局 <mark>中部</mark> 空港事務所	大阪航空局 <mark>関西</mark> 空港事務所	
		3 その他の名古屋市域で災害が発生した場合	3 その他の名古屋市域で災害が発生した場合	
		(1) 民間航空機の場合	(1) 民間航空機の場合	
		(表中)	(表中)	
		大阪航空局 <mark>中部</mark> 空港事務所	大阪航空局 <mark>関西</mark> 空港事務所	
	239	(2) 自衛隊機の場合	(2) 自衛隊機の場合	
		(表中)	(表中)	
		大阪航空局 <mark>中部</mark> 空港事務所	大阪航空局 <mark>関西</mark> 空港事務所	

連番	頁	修正前	修正後	備考
41	242	第 33 節 鉄道災害対策計画	第 33 節 鉄道災害対策計画	
		第1~第3 (略)	第1~第3 (略)	
	243	第4 各鉄道事業者の災害応急対策	第4 各鉄道事業者の災害応急対策	
		【市営交通】	【市営交通】	名古屋市交通局の
	244	別紙 1	別紙 1	組織改正に伴う修
		◎市営交通の事故対策本部の構成	◎市営交通の事故対策本部の構成	正

連番	頁	修	正前		修正後	发	備考
		本部長交通局長 次長 営業本部長 営業本部長 計技術本部長	副本部長 総務班(別長:総務課長) 総務語、広報広聴課、	本部長や一次通局長や一次長の一次通局長の一次通局長の一次長の一次長の一次長の一次長の一次長の一次長の一次長の一次長の一次長の一次	長、 <mark>担</mark> (経営 副本部) 富本部長。 副本部長。 副本部長。 副本部長。 副本部 1 施設部長 別數之	長・ 総務課、広報広聴課、・ (削除)、人事課、労務課、安全 監理課、・ (加度: 経営企画課長)・ (班長: 経営企画課長)・ 経営企画課果・ が務部 経営企画課果・ デジタル推進課 財務課、会計課、技術管理課・	





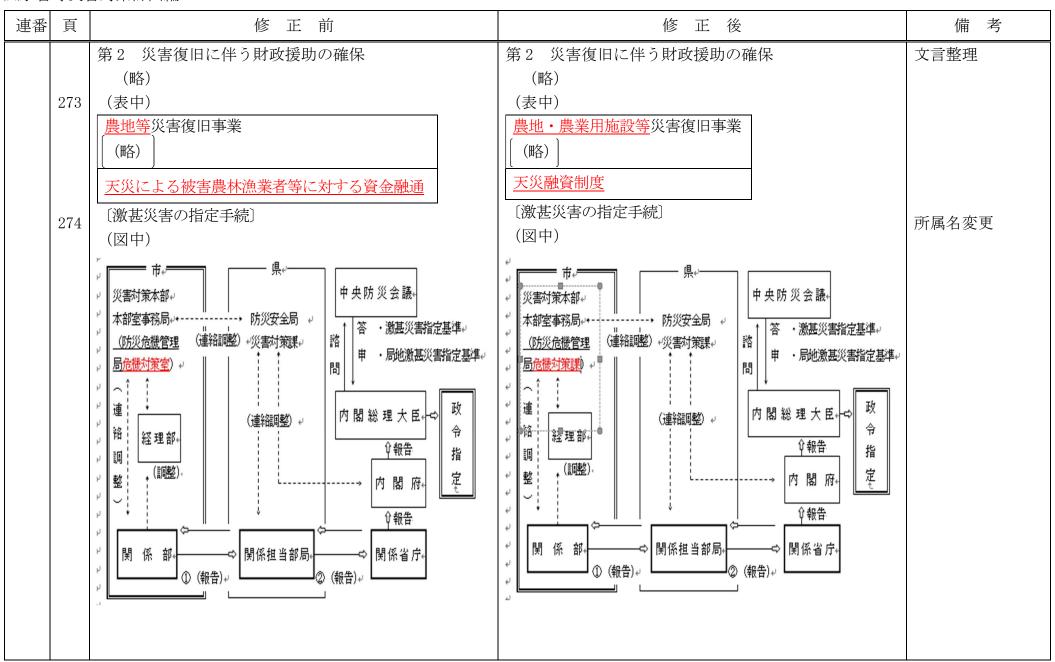


連番	頁	修正前	修正後	備考
10		()440)	MATERIAL AND A STATE OF THE AND	デジンド Ln *III) - F マ
42		(追加)	第35 節 不発弾処理対策計画	不発弾処理に係る
	0.5.5	the operation A set to the state of	<u>※別紙 2-7 参照</u>	計画を新設
43		<u>第 35 節</u> 金融対策計画	<u>第 36 節</u> 金融対策計画	節のずれ
第2章	章 災	害復旧計画		
44	259	第1節 民生安定のための緊急措置	第1節 民生安定のための緊急措置	
		第1 罹災証明書の発行、被災者台帳の作成	第1 罹災証明書の発行、被災者台帳の作成	防災活動体制の見
		$1\sim 2$ (略)	$1\sim 2$ (略)	直しに伴う修正
		3 被災者台帳の作成・利用等	3 被災者台帳の作成・利用等	
		(1) 被災者台帳の作成	(1) 被災者台帳の作成	
		<u>総括部</u> は、災害発生後、市域において災害により	<u>本部室事務局</u> は、災害発生後、市域において災害	
		被害を受けた世帯が一定数以上ある場合において、	により被害を受けた世帯が一定数以上ある場合に	
		災害対策基本法第 90 条の 3 に基づき、被災者の援	おいて、災害対策基本法第90条の3に基づき、被	
		護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳	災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被	
		を作成する。	災者台帳を作成する。	
		(略)	(略)	
		なお、被災者生活再建支援システム導入後におい	なお、被災者生活再建支援システム導入後におい	
		ては、災害発生後、 <mark>総括部</mark> の職員が本システムによ	ては、災害発生後、 <mark>本部室事務局</mark> の職員が本システ	
		って被災者台帳を作成する。	ムによって被災者台帳を作成する。	
		(2) 被災者台帳情報の利用・提供	(2) 被災者台帳情報の利用・提供	
	260	(表中)	(表中)	
		被災者台帳の作成	被災者台帳の作成	
		被災者台帳情報の利用・提供	被災者台帳情報の利用・提供	
		〔 <u>総括部</u> 等〕	〔 <u>本部室事務局</u> 等〕	
		第 2~第 8(略)	第 2~第 8(略)	

連番	頁	修正前							修正後	備考
	266	第9 災害復旧資金の融資							第9 災害復旧資金の融資	災害復旧向け融資
		1 (略)							1 (略)	次善復旧回り融質 制度の見直しに伴
		2 中小企業関係の融資							2 中小企業関係の融資	前後の先回しに件 う修正
		災害により被害を受けた中小企業の復旧に資する				È業の復	旧に資	でする	災害により被害を受けた中小企業の復旧に資する	
		ため、	名古屋市は	、小規模	企業等	等振興基	金(災	(害復	ため、名古屋市は、「経営安定資金 災害復旧資金」	
		旧資金)	_の融資を	行う。 <u>激</u> 甚	災害	の場合に	こおいて	には名	の融資を行う。 <u>災害が中小企業信用保険法(昭和 25 年</u>	
		古屋市位	言用保証協	会が別枠	の信息	用保証を	付与す	⁻ る。	<u>法律第 264 号)によりセーフティネット保証 4 号に指</u>	
			な災害等に						定された場合や、激甚災害に対処するための特別の財	
			方は、経営多						政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)によ	
			<u> うとともに</u> 、				は、従来	その保	り災害関係保証が適用されたときは、名古屋市信用保	
		証限度額	質とは別枠の	の信用保証	Eを付り	与する。			証協会は、 <mark>それぞれ通常</mark> の保証限度額とは別枠の信用	
		, ,	<i>m</i> = 15			<i>L</i>	Le e de	ر حملت ر	保証を付与する。	
			、災害の状						また、災害の状況によっては、名古屋市の融資制	
		<u>貸</u> とは)	別に日本政	東金融公	庫は、	特別融	<u>貸</u> を行	` ' ' '	度とは別に日本政策金融公庫は、 <u>利率を引き下げる</u>	
									<u>特別貸付等</u> を行う。	
		<u>資金名</u>	資金の種	貸付金	<u>資</u>	融資	利率	<u>備</u>	<u>(削除)</u>	
			<u>類</u>	<u>額</u>	<u>金</u>	期間	<u>(</u> <u>*</u>	<u>考</u>		
					<u>使</u>		<u>) </u>			
					<u>途</u>					
		小規模企業等	災害復旧	5,000万			<u>年</u>	<u>信</u>		
		振興資金		円以内	設備	7年以内	<u>1.2</u>	<u>用</u>		
		災害復旧	事業上の		B VIII		<u>%</u>	<u>保</u>		
		<u>資金</u>	設備資		運転		<u>年</u>	証		
			金・運転		<u>. — IF :</u>	5 年以内		付		
) <u>A</u> H) +	<u>資金</u>	7 上)	<i>-</i>	L.)/L)	<u>%</u>	مارا دل		
		注 申込	みのできる	万は、災	吾	刃法か適	用され	た地		

連番 頁	修正前	修正後	備考
	域内の被災中小企業者及び県内7市町村(名古屋市においては区)以上に災害救助法が適用された災害 による被災中小企業者。 (※)令和5年4月1日		
	(追加)	資金名 資金の種類 (融資対象者) 付金 金使期間 耐容 期間 一件 考	
		経営 安定 資金 市内で事業を営む会 社・個人・医療法人・ 協同組合等で、自然 災害等により被害を 受けたこと 1 年 年 以内 0.8% 男 3 年 年 以内 1.1% 5 年 年 以内 1.2% 7 年 年 以内 1.3% 10 年 年 以内 1.3% 10 年 年 以内 1.3% 10 年 年 以内 1.4%	
		(大規模災害向け) 1.0% 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること 00 万円 ②のいずれかに該当すること 万円 ① 中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)第4号の認定を受けていること 1.3% ② 激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があ	

連番	頁	修正前	修正後	備考
連番	267	修正前 <u>資金名</u> <u>資金の種類</u> <u>貸付</u> <u>資金</u> <u>融資</u> <u>利率</u> <u>備考</u> <u>金額</u> <u>使途</u> <u>期間</u> <u>(※)</u> <u>経営安定</u> <u>は災害復旧</u>	り、直接被害を受けたこと	(本)
		主な融資金は次のとおりである。 (表中) 農林漁業用施設 <u>(追加)</u> の復旧	する。 主な融資金は次のとおりである。 (表中) 農林漁業用施設等の復旧	
45	272	第 2 節 災害復旧 第 1 (略)	第 2 節 災害復旧 第 1 (略)	



連番	頁	修 正 前	修正後	備考